AEON

第93期 定時株主総会
招集ご通知

2017年3月1日から2018年2月28日まで

株主総会参考書類
招集ご通知添付書類
- ●事業報告
- ●連結計算書類
- ●計算書類
- ●監査報告

開催情報

日時：2018年5月23日（水曜日）
午前 9 時 受付開始
午前10時 開会

場所：千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ国際展示場5ホール

招集ご通知が、もっと身近に、スマホでも！

スマート招集
スマートフォン・パソコンからでも招集ご通知がご覧いただけます。
http://p.sokai.jp/8267/

イオン株式会社
証券コード：8267

招集ご通知

証券コード 8267

2018年4月27日

株主の皆さまへ

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
取締役
代表執行役社長 岡 田 元 也

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2018年5月22日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日　　時　2018年5月23日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　千葉市美浜区中瀬2丁目1番地　幕張メッセ国際展示場5ホール

3. 目的事項

【報告事項】
1. 第93期（2017年3月1日から2018年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

第1号議案　取締役9名選任の件

第2号議案　当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

■事業報告、連結計算書類、計算書類に表示すべき事項の一部につきましては、法令および定款の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しています。また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している書類となります。

■事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。

当社ウェブサイト（http://www.aeon.info/）

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 郵送による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、2018年5月22日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

C インターネット等による議決権の行使の場合



63頁をご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2018年5月22日(火曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと郵送の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日に到着した場合はインターネットを有効とします。

目　次

招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
(添付書類)
事業報告 ……31
連結計算書類
連結貸借対照表……53
連結損益計算書……54
計算書類
貸借対照表……55
損益計算書……56
監査報告
会計監査人の連結計算書類に係る監査報告 …57
監査委員会の連結計算書類に係る監査報告 …58
会計監査人の監査報告……59
監査委員会の監査報告……60
ご参考
本株主総会終了後の各委員会委員および執行役 …62
インターネット等による議決権行使のご案内 …63
株主優待制度のご案内……65
株主メモ……66

※事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制および方針(業務の適正を確保するための体制及び運用状況等)」「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は法令および当社定款の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので本招集ご通知添付書類には記載していません。

【イオン歴史館のご案内】
イオン本社ビルの低層棟2階にあるイオン歴史館を株主総会当日の2018年5月23日(水曜日)12:00～15:00まで、株主さまに公開させていただきます。株主総会終了後は、イオンの歴史の中で磨かれ、確立された理念の意義と真髄を伝えるイオン歴史館に是非お立ち寄りください。

【イオンモール幕張新都心のご案内】
株主総会開催当日、株主総会会場の近隣にある「イオンモール幕張新都心」において、株主さまにお買い物を通じて、イオンをよりご理解いただける催し物を開催予定です。当日の催し物に関しては、「グランドモール」の1階「イオンコート」でご案内予定ですので、是非お立ち寄りください。なお、当日、「イオンモール幕張新都心」の駐車場は無料でご利用いただけます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので予めご了承ください。

議案および参考事項

第1号議案　取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員は任期満了となります。つきましては指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いするものです。なお、取締役候補者9名のうち過半数の5名が社外取締役候補者であり、いずれの社外取締役候補者も東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしています。また、当社は、下記の事項を取締役の資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしています。

【社内取締役の選任基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社およびグループの業務に関し十分な経験と知識を有すること、経営判断能力および経営執行能力にすぐれていること。
3. 当社およびグループの基本方針・戦略立案・経営執行に責任を持ち、取締役会への説明責任を果たすことのできる当社の執行役、または子会社会長・社長である者とする。但し、執行役を兼務しない社内取締役を選任する際は、この限りではない。

【社外取締役の選任基準】

1. 当社の基本理念・行動規範等の考え方を共有いただけること。
2. 最高経営責任者等経営者としての豊かな経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
3. 当社の経営陣から独立した判断を下すことができること。
4. 当社の取締役会および担当委員会におおよその出席が可能なこと。

※社外取締役に関しては、上記事項に加え、以下に掲げる独立性基準を満たす人物とする。

【社外取締役の独立性基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たした者とする。

1. 現在および過去10年間、当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者という）ではない者。
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下にあげる者に該当しないこと。
   ⑴　当社の大株主（直接・間接に10％以上の議決権を保有する者）、またはその業務執行者。
   ⑵　当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員。

⑶　当社の主要な借入先（連結総資産の2%を超える金額の借入先）の業務執行者。
⑷　当社の主要な取引先（当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%を超える金額の取引先）の業務執行者。
⑸　弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者。
⑹　非営利団体に対する当社グループからの寄付金が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入もしくは経常利益の2%を超える金額の団体の業務執行者。
⑺　上記1および⑴～⑹の配偶者または2親等以内の親族。

※但し、上記⑴～⑺のいずれかの項目に該当する場合でも、当該人物の人格、識見等に照らし、実質的に独立性を有すると判断した場合には、その理由を対外的に説明することを条件に、社外取締役候補者とすることができるものとする。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当（※1）	第93期の取締役会への出席状況
1	横　尾　　博	取締役 取締役会議長　再任　非執行	100% (7回／7回)
2	岡　田　元　也	取締役　指名委員　報酬委員 代表執行役社長グループCEO　再任	100% (7回／7回)
3	森　　美　樹	取締役 代表執行役副社長グループCOO　再任	100% (7回／7回)
4	山　下　昭　典	取締役 執行役副社長　財務・経営管理担当　再任	100% (7回／7回)
5	内　永　ゆか子	取締役 指名委員会議長　監査委員　再任　社外・独立	100% (7回／7回)
6	長　島　　徹	取締役 報酬委員会議長　監査委員　再任　社外・独立	100% (7回／7回)
7	塚　本　隆　史	取締役 指名委員　報酬委員　再任　社外・独立	100% (6回／6回) (※2)
8	大　野　恒太郎	取締役 指名委員　監査委員　再任　社外・独立	100% (6回／6回) (※2)
9	ピーター チャイルド	新任　社外・独立	－

※1 取締役候補者の地位および担当は、招集ご通知発送時のものです。
※2 塚本隆史および大野恒太郎の両氏の出席状況は、2017年5月24日の取締役就任以降の出席状況です。
社外・・・社外取締役候補者　独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員
非執行・・・社内取締役（社外取締役以外の取締役）のうち、当社または当社の子会社の執行役、執行役員、使用人（従業員）または業務執行取締役を兼務しない非業務執行取締役候補者

1 横尾（よこお） 博（ひろし）

再任　非業務執行取締役候補者

生年月日	1950年12月27日	所有する当社の株式数	15,800株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年 4 月　当社入社 1989年 4 月　ミニストップ株式会社取締役 2000年 5 月　同社代表取締役社長 2008年 5 月　同社取締役会長 2008年 8 月　当社執行役　戦略的小型店事業最高経営責任者 2010年 3 月　当社執行役　戦略的小型店事業最高経営責任者兼グループ商品・商品改革最高責任者 2014年 5 月　当社取締役兼取締役会議長（現任） （重要な兼職） 株式会社やまや社外取締役		
特別の利害関係	横尾　博氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 岡田（おかだ） 元也（もとや）

再任

生年月日	1951年 6 月17日	所有する当社の株式数	2,502,596株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1979年 3 月　当社入社 1990年 5 月　当社取締役 1997年 6 月　当社代表取締役社長 2003年 5 月　当社取締役兼代表執行役社長 2012年 3 月　当社取締役兼代表執行役社長　グループCEO（現任） （重要な兼職） イオンモール株式会社取締役相談役 イオンリテール株式会社取締役相談役 株式会社ダイエー取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 株式会社クスリのアオキホールディングス社外取締役		
特別の利害関係	岡田元也氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 森（もり） 美樹（よしき）　再任

生年月日	1950年 9 月16日	所有する当社の株式数	30,900株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1973年 3 月　当社入社 1984年 5 月　日本クレジットサービス株式会社（現　イオンフィナンシャルサービス株式会社）取締役 1995年 5 月　同社代表取締役社長 2003年 5 月　当社取締役 2007年 4 月　当社取締役兼総合金融事業EC議長 2008年 8 月　当社取締役兼執行役　総合金融事業最高経営責任者 2010年 3 月　当社取締役兼代表執行役副社長　総合金融事業共同最高経営責任者 2012年 3 月　当社取締役兼代表執行役副社長　グループCOO兼総合金融事業共同最高経営責任者 2013年 3 月　当社取締役兼代表執行役副社長　グループCOO兼グループ財務最高責任者 2017年 3 月　当社取締役兼代表執行役副社長　グループCOO（現任） （重要な兼職） 株式会社ダイエー代表取締役会長 イオン九州株式会社代表取締役会長		
特別の利害関係	森　美樹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

4 山下（やました） 昭典（あきのり）　再任

生年月日	1954年 1 月 1 日	所有する当社の株式数	15,630株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1977年 4 月　当社入社 2004年 5 月　当社執行役 2007年 5 月　株式会社ダイエー常務取締役 2013年 9 月　当社執行役グループ財務責任者 2014年 3 月　当社専務執行役総合金融事業最高経営責任者兼グループ電子マネー事業責任者 2014年 6 月　イオンフィナンシャルサービス株式会社代表取締役社長 2014年 6 月　株式会社イオン銀行取締役 2016年 3 月　当社執行役副社長財務担当 2016年 3 月　イオンリテール株式会社代表取締役会長 2016年 5 月　当社取締役兼執行役副社長財務担当 2017年 3 月　当社取締役兼執行役副社長財務・経営管理担当（現任）		
特別の利害関係	山下昭典氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

5 内永 ゆか子（うちなが ゆかこ）

再任　社外取締役就任年数　5年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1946年７月５日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1971年７月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1995年４月　同社取締役 2000年４月　同社常務取締役 2004年４月　同社取締役専務執行役員 2007年４月　同社技術顧問 2007年４月　特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワーク理事長（現任） 2007年６月　株式会社ベネッセコーポレーション取締役 2008年４月　同社取締役副会長 2008年４月　ベルリッツ コーポレーション代表取締役会長兼社長兼CEO 2008年６月　ソニー株式会社社外取締役 2009年10月　株式会社ベネッセホールディングス取締役副社長 2013年４月　ベルリッツ コーポレーション名誉会長 2013年５月　当社社外取締役（現任） 2013年６月　HOYA株式会社社外取締役（現任） 2013年９月　株式会社グローバリゼーションリサーチインスチチュート代表取締役社長（現任） 2014年３月　DIC株式会社社外取締役（現任） 2014年４月　一般社団法人ジャパンダイバーシティネットワーク代表理事（現任） （重要な兼職） 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワーク理事長 一般社団法人ジャパンダイバーシティネットワーク代表理事 株式会社グローバリゼーションリサーチインスチチュート代表取締役社長 HOYA株式会社社外取締役 DIC株式会社社外取締役		
社外取締役候補者とした理由	内永ゆか子氏は、IT企業での幅広い経験や専門性に加え、ダイバーシティ（多様性）に対する深い造詣を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	内永ゆか子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

6 長島（ながしま） 徹（とおる）

再任　社外取締役就任年数　2年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1943年１月２日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1965年４月　帝人株式会社入社 2000年６月　同社取締役 2001年６月　同社常務取締役 2001年11月　同社代表取締役社長COO 2002年６月　同社代表取締役社長CEO 2008年６月　同社取締役会長 2011年６月　積水化学工業株式会社社外取締役 2013年３月　花王株式会社社外取締役 2013年６月　帝人株式会社相談役 2015年８月　特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事（現任） 2016年５月　当社社外取締役（現任） 2016年６月　ダイキン工業株式会社社外監査役（現任） 2018年４月　帝人株式会社名誉顧問（現任） （重要な兼職） 帝人株式会社名誉顧問 ダイキン工業株式会社社外監査役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事		
社外取締役候補者とした理由	長島　徹氏はグローバルな企業経営における豊富な経験および幅広い見識等を有しておられ、当社のグローバル経営の推進やコーポレートガバナンスの向上についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	長島　徹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

7 塚本 隆史（つかもと たかし）

再任　社外取締役就任年数　1年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1950年 8 月 2 日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年 4 月　株式会社第一勧業銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 2002年 4 月　株式会社みずほコーポレート銀行（現　株式会社みずほ銀行）執行役員 2003年 3 月　株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2004年 4 月　株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 2006年 3 月　同行常務取締役 2007年 4 月　同行取締役副頭取 2008年 4 月　株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員 2008年 6 月　同社取締役副社長 2009年 4 月　同社取締役社長 2011年 6 月　同社取締役会長、株式会社みずほ銀行取締役頭取 2013年 7 月　株式会社みずほ銀行取締役会長 2014年 4 月　みずほフィナンシャルグループ常任顧問 2016年 6 月　一般社団法人日英協会理事長（現任） 2016年 7 月　朝日生命保険相互会社社外取締役（現任） 2017年 4 月　みずほフィナンシャルグループ名誉顧問（現任） 2017年 5 月　当社社外取締役（現任） 2017年 6 月　古河電気工業株式会社社外監査役（現任） 2017年 6 月　株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役（現任） （重要な兼職） みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役 古河電気工業株式会社社外監査役 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役 一般社団法人日英協会理事長		
社外取締役候補者とした理由	塚本隆史氏は大手金融機関の経営者を務め、金融・財務分野において国際的に活躍し、経営全般について高い見識と豊富な経験を有しておられ、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの向上のため、社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	塚本隆史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

8 大野 恒太郎（おおの こうたろう）

再任　社外取締役就任年数　1年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1952年４月１日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1976年４月　東京地方検察庁検事任官 2001年12月　内閣司法制度改革推進本部事務局次長 2005年８月　最高検察庁総務部長 2007年７月　法務省刑事局長 2009年７月　法務事務次官 2011年８月　仙台高等検察庁検事長 2012年７月　東京高等検察庁検事長 2014年７月　検事総長 2016年９月　退官 2016年11月　森・濱田松本法律事務所客員弁護士（現任） 2017年５月　当社社外取締役（現任） 2017年６月　公益財団法人国際民商事法センター理事長（現任） 2017年６月　株式会社小松製作所社外監査役（現任） 2017年６月　伊藤忠商事株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職） 森・濱田松本法律事務所客員弁護士 株式会社小松製作所社外監査役 伊藤忠商事株式会社社外監査役 公益財団法人国際民商事法センター理事長		
社外取締役候補者とした理由	大野恒太郎氏は、法務事務次官、検事長・検事総長を歴任された弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しておられ、コンプライアンス経営の推進にあたりご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	大野恒太郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

9 ピーター チャイルド 新任

社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1958年 3 月25日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1976年 9 月　英国原子力公社入社 1980年 6 月　ミシュラン入社 1984年 1 月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 ロンドン支社 1987年 8 月　同社ロサンゼルス支社マネージャー 1988年 8 月　同社ロンドン支社パートナー 1990年 8 月　同社パリ支社シニアパートナー 2007年 4 月　同社ロンドン支社シニアパートナー 2015年 3 月　同社香港支社シニアパートナー		
社外取締役候補者とした理由	ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーにおいて、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しておられ、当社のグローバル経営の推進にあたりご指導いただくため社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	ピーター チャイルド氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注1) 社外取締役就任年数は、本定時株主総会終結時の年数になります。

(注2) 当社では、3頁に記載のとおり社内取締役の選任基準を定めています。横尾 博、岡田元也、森 美樹、山下昭典の各氏は、略歴等に記載のとおり、グループの業務に関して十分な経験と知識を有しているとともに、同基準の全ての要件を満たしているため候補者としています。

(注3) 内永ゆか子氏が理事長を兼職する特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワークの会員企業に当社は登録していますが、当社からの会費その他の支払額は連結の販売費および一般管理費の0.01％未満かつ1,000万円未満であります。

(注4) 塚本隆史氏は2002年～2013年まで株式会社みずほ銀行の執行役員、常務、取締役頭取を歴任してこられましたが、2013年の同行退任後4年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2％未満であります。

(注5) 大野恒太郎氏が理事長を兼職する公益財団法人国際民商事法センターの法人会員に当社は登録しています。また、同氏が客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社からの支払額は、いずれも連結の販売費および一般管理費の0.01％未満かつ1,000万円未満であります。

(注6) ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.01％未満であります。

(注7) 当社は、社外取締役の内永ゆか子、長島 徹、塚本隆史、大野恒太郎の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。また、本議案が承認された場合、選任された社外取締役の各氏と同契約を締結する予定です。

第2号議案　当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2015年5月27日の第90期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）」（以下、「現防衛策」といいます。）について、株主の皆さまのご承認をいただき継続導入しました。現防衛策の有効期間は、2018年5月23日に開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結時までであることから、当社では、ご承認いただいた後の諸般の状況を踏まえつつ、継続の是非を含めその在り方について検討を進めてまいりました。その結果、2018年4月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、現防衛策を継続することを決議しました。（以下、継続後の対応方針を「本件方針」といいます。）

なお、当該取締役会には社外取締役5名を含む当社取締役9名全員が出席し、本件方針の内容および本定時株主総会への付議につき全員一致により決定しました。ただし、現時点におきましては、大量株式取得者（以下に定義されます。）は現れていません。

今般本定時株主総会に提案させていただく本件方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大量株式取得」といい、大量株式取得を行いまたは行おうとする者を「大量株式取得者」といいます。）に関する対応方針であり、その内容は下記のとおりであります。

記

1．会社の支配に関する基本方針

⑴　基本方針の内容およびその実現に資する取り組み

当社およびグループ各社（以下、本項において「イオン」といいます。）は、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持しながら、「お客さま第一」の実践を通じて企業価値の向上を実現してまいりました。また、小売業を中心に地域の皆さまと密接な関係を築きながら、より豊かな未来の実現に向けて、上場子会社24社を含むグループ323社が一体となって取り組んでおり、小売業ならではの柔軟で革新的なサービスを提供する銀行のほか、商業専業ディベロッパー、サービス等の多様な事業を、アジアを中心に国内外で約2万店舗、展開しています。

このような広範かつ複合的な事業展開がグループ全体の企業価値向上に資する一方で、オーナーシップの著しい変更は、グループへ与える影響が大きく、同時に地域社会への影響も懸念され慎重な対応が求められます。

こうした観点から当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、その内容や企業価値の源泉を十

分に理解し、企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を維持、向上することを可能とする者であることが望まれます。

現在も金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされていますが、株主の皆さまへの十分な情報提供や検討期間の確保等の点で有効に機能しないことも考えられ、短期的な利益追求や企業価値を毀損しかねない大量株式取得行為に対する必要かつ相当な手段として本件方針を継続すべきであると考えております。

① 当社が目指す企業の在り方

イオンは、不変の基本理念を貫きながら、「絶えず革新し続ける企業集団」として、リスクを恐れず自己変革を重ねてまいりました。イオンの規模、事業領域、展開国や地域が拡大する中、長期的な視野に立った経営を行うために、以下のコーポレートガバナンスにおける基本姿勢を堅持し、「お客さま第一」の実践に努め、企業価値の最大化を追求しています。

＜コーポレートガバナンスにおける基本姿勢＞

1）お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

2）最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

イオンの基本理念

お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。

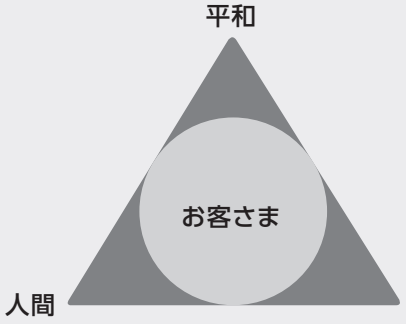

イオン（ÆON）とは、ラテン語で「永遠」をあらわします。
私たちの理念の中心は**「お客さま」**：イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし、最もお客さま志向に徹する企業集団です。

「平和」：イオンは、事業の繁栄を通じて、平和を追求し続ける企業集団です。

「人間」：イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団です。

「地域」：イオンは、地域のくらしに根ざし、地域社会に貢献し続ける企業集団です。

イオンは基本理念のもと、
絶えず革新し続ける企業集団として、
「お客さま第一」を実践してまいります。

3）地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

4）長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

5）透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

② 成長戦略

イオンは、アジア各地で責任あるバリューチェーンの構築を進め、連結営業収益8兆円を超えるアジアNo.1のスーパーリージョナルリテイラーへと成長してまいりました。2020年に向けたイオングループ中期経営方針においては、リージョナル（地域）シフト、デジタルシフト、アジアシフトを掲げ、それらシフトへの投資のシフトを推進することで、グループの事業構造を大きく変え、高い収益性を実現する企業グループへと変革を図ってまいります。

同時に、総合スーパーやスーパーマーケット等、小売業を中心に各事業が有機的に連携し、それぞれの地域・領域におけるNo.1企業の集合体を目指します。

2020年業績目標

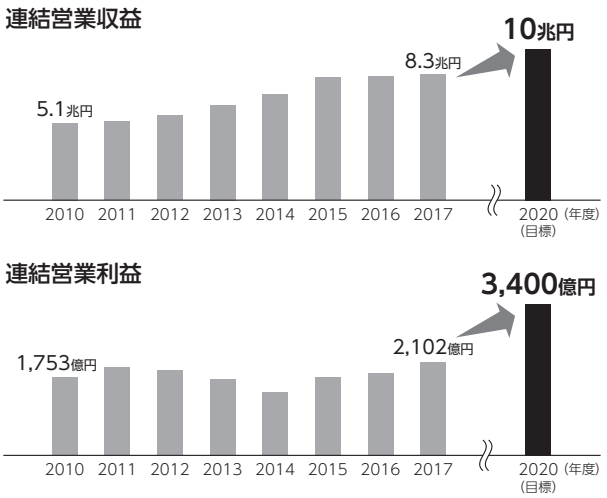

③ サステナブル経営

イオンは企業市民としての社会的責任を果たし、企業価値を継続的に高めるために、事業の成長と地域社会の発展を両立するサステナブル経営を推進しています。「イオン サステナビリティ基本方針」のもと、環境課題である「低炭素社会の実現」「生物多様性の保全」「資源環境の促進」や、社会課題である「多様な消費者課題への対応」「公正な事業活動の実践」「人権と多様性を重視した職場づくり」「コミュニティとの協

働」を優先課題と位置付け、店舗における省エネ・創エネや廃棄物の削減、お客さまとともに行う植樹活動や買物袋持参運動、サプライチェーンにおける持続可能な調達、東北復興支援などの取り組みを進めています。また、公益財団法人イオンワンパーセントクラブによる次世代育成や諸外国との友好親善事業、公益財団法人イオン環境財団による植樹活動や環境活動助成事業など、多方面で環境・社会貢献活動に取り組んでいます。

④　コーポレートガバナンス体制

当社は、2003年の商法改正を機に、国内企業ではいち早く「委員会設置会社（現：指名委員会等設置会社）」へ移行し、経営の監督と執行の機能を各々取締役と執行役に明確に分離するガバナンス体制を構築しました。取締役会においては、各界から広く社外取締役を招聘し、メンバー9名のうち過半数の5名を社外取締役とするとともに、指名・報酬・監査の各委員会の議長をすべて社外取締役とすることで、より一層の透明性・公正性の維持・向上と株主利益向上に努めています。また、2008年には、グループマネジメント改革の一環として「グループの新たな成長モデルの構築」「事業構造の再構築」「集中と分権のさらなる強化」を実現するため、純粋持株会社へ移行するなど、継続的に企業価値向上を図る基盤づくりに努めています。

⑵　大量株式取得に関わる対応方針と大量株式取得に際して守るべきルール

当社の株式に対する買収提案がなされた場合、これを受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆さまの判断によるべきものと考えます。しかしながら、買収提案に付された条件や諸般の事情、そして、当社グループの規模、多様性、変化のスピードの速さ等を踏まえると、株主の皆さまが当該買収による株主価値への影響を、法律上認められた時間内で正確に判断されることが容易でない場合もあると想定されます。

当社取締役会としましては、買収提案に対し、当社株主の皆さまが判断に必要とされる十分な情報と時間を確保できるよう、以下の内容による大量株式取得者による情報提供および当社による対抗措置の発動に関するルール（以下、「本件ルール」といいます。）を引き続き設定することとしました。

2．本件ルールの内容

当社取締役会が設定する本件ルールとは、①大量株式取得者は当社取締役会に対して大量株式取得に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にのみ、大量株式取得者は大量株式取得を開始することができるというものです。

⑴　意向表明書の提出

大量株式取得者が大量株式取得を行おうとする場合には、事前に、当社宛に、本件ルールに従う旨の意向表明書を日本語の書面により提出していただきます（注4）。当該意向表明書には、大量株式取得者の名称、

住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先（注5）、および提案する大量株式取得の概要（大量株式取得者が現に保有する株式数、取得予定の株式数を含みます。）を示していただきます。

⑵ 情報提供の要請

当社取締役会は、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を大量株式取得者から提供していただくため、上記⑴の意向表明書を受領した後5営業日（初日不算入）以内に、回答期限を定めて、当初提供いただくべき情報のリストを大量株式取得者に交付します。本必要情報の具体的内容は、大量株式取得者の属性または大量株式取得の内容によって異なりますが、原則として次の項目を含むものとします。

① 大量株式取得者に関する詳細な情報（大量株式取得者の全メンバーの資本構成、財務内容、事業内容、役員の氏名および略歴・他の会社役員兼務状況、当社の事業と同種の事業についての経験、他の会社の経営権もしくは事業の取得時に実施した営業上、経営上、労務上の施策等に関する情報を含みます。）
② 大量株式取得に至る経緯
③ 大量株式取得の目的および内容（取得対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、取得方法の適法性等を含みます。）
④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
⑤ 当社株式の取得資金の詳細な説明（資金の調達方法、関連する取引の仕組み、資金を直接または間接に提供する者もしくは提供する予定の者の名称または氏名を含みます。）
⑥ 大量株式取得後において、当社および当社のグループ会社に期待し、または大量株式取得者において計画する経営方針（イオンの理念に対する態度表明を含みます。）、ガバナンス、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、CSRへの取り組み方針等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）
⑦ 当社およびグループ各社のお客さま、取引先、従業員、地域関係者およびその他のステークホルダーへの対応方針
⑧ その他大量株式取得の妥当性、適法性等を当社取締役会および独立委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認める場合には、合理的な範囲で、期限を定めて追加的に情報提供を求めます（ただし、最終回答期限は必要かつ十分な情報が提出されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して60日を超えないものとします。）。

当社取締役会は、大量株式取得の提案があった事実については速やかに開示します。また、当社取締役会に提出された本必要情報について当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

当社取締役会は、本件ルールの透明・公平な運用のために、上記⑴の意向表明書を受領し次第、独立委員会を設置します。

独立委員会は、①当社の社外取締役全員（この中から互選により本委員会の議長を選任します。）および②当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日（初日不算入）以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上（原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名。ただし、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとします。）によって構成されるものとします。

次項⑶に規定される取締役会評価期間が開始する前の独立委員会の主なミッションは、①大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうか、②大量株式取得者に対して追加提出要請すべき資料の有無・項目および提出期限、③大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、ならびに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否、④その他取締役会から意見を求められた事項につき、その意見および理由を当社取締役会に対して提出することであります。

当社取締役会は、これらの資料提出状況等を自らも十分に評価・検討するとともに、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、決定します。当社取締役会は、この意見とりまとめにあたっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができるものとします。また、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その間の状況、決定の内容および理由等の全部または、一部を開示します。

⑶ 取締役会による検討期間

大量株式取得者は、上記⑵に従った大量株式取得者による当社取締役会に対する本必要情報の提出の完了後、大量株式取得の提案が以下のものに該当する場合には90日間、それ以外の場合には60日間（初日不算入。以下、「取締役会評価期間」といいます。）は、大量株式取得を開始することはできません。

① 大量株式取得の対価に株式など、金員以外のものが含まれる場合。
② 大量株式取得の対価の支払いが日本円以外の金員により行われる場合。
③ 大量株式取得後において、大量株式取得者において計画する経営方針にグループ会社構成・事業構成に関する大幅な変更が含まれている場合。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、まず独立委員会による大量株式取得の評価を求めます。当該独立委員会は、本必要情報の提出を受け、①当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかの評価、②大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限、③新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否、④その他取締役会から意見を求められた事項につき、本必要情報を始めとする資料等に基づき総合的に評価・判断し、その意見および理由を当社取締役会に対して提出することとします。

当社取締役会は、提出された本必要情報を自らも十分に評価・検討するとともに、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。当社取締役会は、この意見とりまとめにあたっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けるものとします。また、必要に応じ、大量株式取得者との間で大量株式取得に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。そして、取締役会評価期間の開始について速やかに開示するとともに、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その間の状況、決定の内容および理由等の全部または一部を開示します。

3．大量株式取得が行われた場合の対応方針

⑴　大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合には、原則として当該大量株式取得に対する対抗措置はとりません。上記2.⑶に記載のとおり、取締役会は、提出された本必要情報を十分に評価・検討し、当該買付提案の評価、代替案の有無・内容等についての独立委員会の意見を最大限尊重して、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。この場合には、大量株式取得者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、取締役会が当該大量株式取得が当社株主全体の利益を著しく損なうもの（注6）と評価した場合、または独立委員会において当該大量株式取得が当社株主全体の利益を著しく損なうものと評価された場合には当該評価を最大限尊重した上で、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に従い、当社株主の皆さまの利益を守るために適切と考える方策をとることがあります（注7）。

なお、この場合の対抗措置については、次項⑵に準じる内容・手続となります。

⑵　大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大量株式取得に対抗する場合があります。具体

的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、現状では、その実施が相当と認められる限り、原則として、株主割当てにより別紙3に記載のような新株予約権を無償発行することを考えていますが、これに限定するものではありません。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件および行使期間を設けることがあります。また、当社は、機動的に新株予約権の発行を行うことができるように、引き続き新株予約権の発行登録を行います。

次に、株主共同の利益が害されるおそれが大きいと判断される場合に、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、新株予約権は、会社による取得条項付とさせていただきます。会社による取得条項が付されていない新株予約権の行使に際しては、新株予約権者となった株主の皆さまに行使価額の払込み等の手続をとっていただくことになり、2018年2月28日現在75万人を超えるに至った株主の皆さまにとって、大変わずらわしいことになります。つきましては、そのようなお手数をお掛けしなくても済むように、当社取締役会決議により大量株式取得者以外の株主の皆さまの新株予約権を取得しその対価として新株を株主の皆さまにお届けすることができるようにするものであります。

なお、かかる方策の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い取締役会が決定すべき事項であると考えますので、原則として当社取締役会が決定・実施してまいります。ただし、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会においてその採否をご決議いただくことがあります。その場合にも、基本的には取締役会の責任事項であると考えますので、株主総会において十分なご説明を申し上げたいと存じます。

⑶ 新株予約権の無償割当て決議後の中止等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大量株式取得者が大量株式取得の撤回または変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。ただし、原則として、本新株予約権の無償割当ての「割当基準日（以下の5.⑵において定義します。）」の4営業日前（証券取引所における現行の4日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更されます。以下同じとします。）以降の中止は行わず、4営業日前の日以後に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、原則として大量株式取得者を含む全株主の新株予約権を当社が当社株式と交換に取得するものとします（注8）。また、その他の対抗措置についても、当社取締役会は適宜同様の中止や見直しをすることができるものとします。

4．透明性・公平性の確保のための措置

本件ルールにおきましては、次のような透明性・公平性の確保のための措置を講じています。

⑴　買収防衛策に関する企業価値研究会等の指針の要件を充足していること

本件方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則「①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則」を充足しています。

また、本件方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっています。

さらに、本件方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策に関する諸原則等の趣旨に合致するものであります。

⑵　株主意思を重視するものであること

今般の本件ルールの効力発生のためには、本定時株主総会において株主の皆さまにご承認いただくことを要件としており、また、ご承認いただいた後も、法令改正等に伴う形式的な変更が必要となった場合は別にして、当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぐこととしています。そういう変更を行わない場合も、有効期間は3年間に限定させていただくこととしています。したがいまして、本件ルールの改廃および継続には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっています。

⑶　当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本件ルールは、上記1. および2. ⑶に記載のとおり、当社の株式に対する買収提案がなされた場合に、これに応じるべきか否かを株主の皆さまが判断されるために必要とされる十分な情報と時間を確保し、また、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保すること等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるもので、この目的以外の目的、すなわち、当社経営陣の保身等のために利用されることはありません。

⑷　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、指名委員会等設置会社のガバナンスを導入しており、平素より、経営の透明性・公正性の確保に努めています。加えて、当社は、大量株式取得者から提出された資料が十分なものか否かや、大量株式取得への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣か

ら独立している、当社社外取締役全員とその推薦に基づき当社取締役会が都度選任する専門家委員1名以上（原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名）によって構成され、かつ、その意見の形成にあたってはさらに適宜の専門家の意見を当社の費用により聴取することができることとしています。

また、当社取締役会は、意見とりまとめにあたっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けるものとしています。

情報開示については、株主の皆さまのご判断にとってミスリーディングとなる情報を除き、早期開示に努めてまいります。また、当社取締役会の意見の公表に際しては、判断理由を含めて、できるだけ具体的にご説明するように努めてまいります。

これらにより、当社取締役会の決定が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとなるよう本件ルールの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

⑸ 大量株式取得者以外の株主・投資家に不測の損害を与えるものではないこと

本件ルールが遵守されなかった場合に対抗措置として発行される新株予約権については、大量株式取得者だけが行使を制限される行使条件差別型を原則として想定しており、これ以外の対抗措置を採用する場合にも、大量株式取得者以外の株主・投資家に不測の損害を与えないものを選択します。

また、この新株予約権についても、会社による取得条項付として、大量株式取得者以外の株主の皆さまにできるだけお手数をお掛けしないようにすることとしています。

⑹ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本件方針の廃止につき特段の制約を設けていませんので、本件方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）には該当しません。また、当社取締役の任期は全員が1年であり、本件方針は、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当しません。

5．株主・投資家に与える影響等

⑴ 本件ルールが株主・投資家に与える影響等

本件ルールは、当社株主の皆さまが大量株式取得に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆さまに開示し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、適切な情報のもとで大量株式取得に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。

なお、上記3. において述べたとおり、大量株式取得者が本件ルールを遵守するか否かにより大量株式取

得に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大量株式取得者の動向にご注意ください。

⑵ 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量株式取得者が本件ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆さま（本件ルールに違反した大量株式取得者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権は、原則として会社による取得条項付とさせていただきます。会社による取得条項が付されていない新株予約権の行使に際して必要となる行使価額の払込手続のようなお手数をお掛けしなくても済むようにするために、当社取締役会決議により新株予約権を取得しその対価として新株を株主の皆さまにお届けすることができるようにするものであります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせします。この場合において、新株予約権を取得するためには、振替株式の株主は、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当対象となる株主の確定基準日（以下、「割当基準日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に株主として記録されるよう、当該割当基準日における証券会社等の口座に当社普通株式が記録されている必要があり、また、特別口座の失念株主は失念救済手続が完了されている必要があります。

6．本件ルールの適用開始と有効期限

定期的に対応方針の見直しをするために、本件方針の有効期間を3年間（本年3月1日から起算して3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結時まで）としています。

今後につきましては、会社法を含めた関係法令や今後の司法判断の動向、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、上記対応方針のうち法令改正等に伴う形式的な変更が必要となった場合には随時取締役会にて見直しを行い、その内容を速やかにお知らせします。当社取締役会において本件方針の廃止を相当と判断した場合は、取締役会決議によって廃止しその旨および理由を開示することとしますが、本件方針の内容について当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぐこととします。なお、当社の取締役の任期は1年であり、毎年、定時株主総会において改選されます。

また、現防衛策は、本定時株主総会における本件方針の承認を求める議案の決議時点で廃止されるものとします。ただし、当該時点において大量株式取得者が登場しており、現防衛策に基づく意向表明書の提出、情報の提供等の手続が開始されている場合、本定時株主総会における本件方針承認後には本件方針に基づく手続として引き継ぐこととします。

以　上

注1：特定株主グループとは、

(i)当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）　または、

(ii)当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）　または、

(ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量株式取得者および当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

注4：当社は日本の金融商品取引市場に株式を上場しており、日本人である株主・投資家に適時開示をする義務を負っていますので、当社が交付するリスト、大量株式取得者が作成する本必要情報を記載した書面、当社のこれに対する意見・追加資料提出要請等のいずれについても、日本語の書面によるものを正式とします。書面とは、紙に印刷された文書だけでなく、電子メールもしくはファクシミリにより送信された文書を含むものとします。書面は、A4サイズまたはA3サイズとし、これらのサイズに印刷された文字の大きさが10ポイント（JIS Z 8305によります。）以上であることを要するものとします。書面は、作成名義人が自ら日本語で作成するものとし、また、当社はいずれの書面についてもこれを外国語に翻訳する義務を負わないものとします。また、受信した当社において、ファクシミリ用紙からのはみ出しや当社のシステムに登録されていない文字・記号が用いられているなどの合理的な理由に基づき紙に印刷されない文字や記号は、記載されていないものとみなします。以下同じとします。

注5：ここに記載された日本国内連絡先を、当社の本件ルールに基づく書面送付先・連絡先とします。

注6：大量株式取得者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量株式取得者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大量株式取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合、⑤大量株式取得者の提示する当社株式買取方法が、2段階目の株式買取条件を1段階目よりも不利に設定する態様の2段階買取方式である場合、その他、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の不利な売却を強要するおそれがあると判断される場合、⑥大量株式取得者の提示する対価が株主にとって著しく不利益またはハイリスクとなりうるオプション権であるなど、当社株式買付に関連する取引の仕組み、取得方法が株主共同の利益の観点から著しく不当である場合、⑦大量株式取得者の経営陣または主要株主に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量株式取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合を想定しています。

注7：本件方針の採用の有無にかかわらず、注6に示したような大量株式取得によって株主全体の利益が著しく損なわれる場合には、当社株主全体の利益を保護するために、取締役の善管注意義務に基づき当社取締役会が判断して緊急避難的に対応することが可能なものです。その際の判断の客観性および合理性を担保するため、大量株式取得者の提出する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を得ながら当該大量株式取得者および大量株式取得の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大量株式取得が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、当社独立委員会の意見を尊重した上で決定することとします。

注8：新株予約権割当基準日の4営業日前の日の翌日以降は、金融商品市場は、権利落ち（その後に売買される株式には新株予約権が付されません。）を前提とし、新株予約権の株式への転換を先取した理論株価は、直前株価の例えば5～6割程度に下がると予想されます。にもかかわらず、その後に新株予約権を当社が無償取得して防衛策発動全体を中止することになりますと、株式数はこれにより権利落日当日の数に復帰することになり、一旦下落した株価が理論的には直前株価まで戻ることになってしまいます。このような結果は、いたずらに市場に混乱を生じかねないことになるのではないかと考えられますので、権利落日以後は原則としてそれらの新株予約権に対して株式を割り当てることとするものであります。

注9：当社の株式・大株主の状況（2018年2月28日現在）は、後記の事業報告41頁に記載のとおりです。

(参考)

本件方針に係る手続・判断の流れ

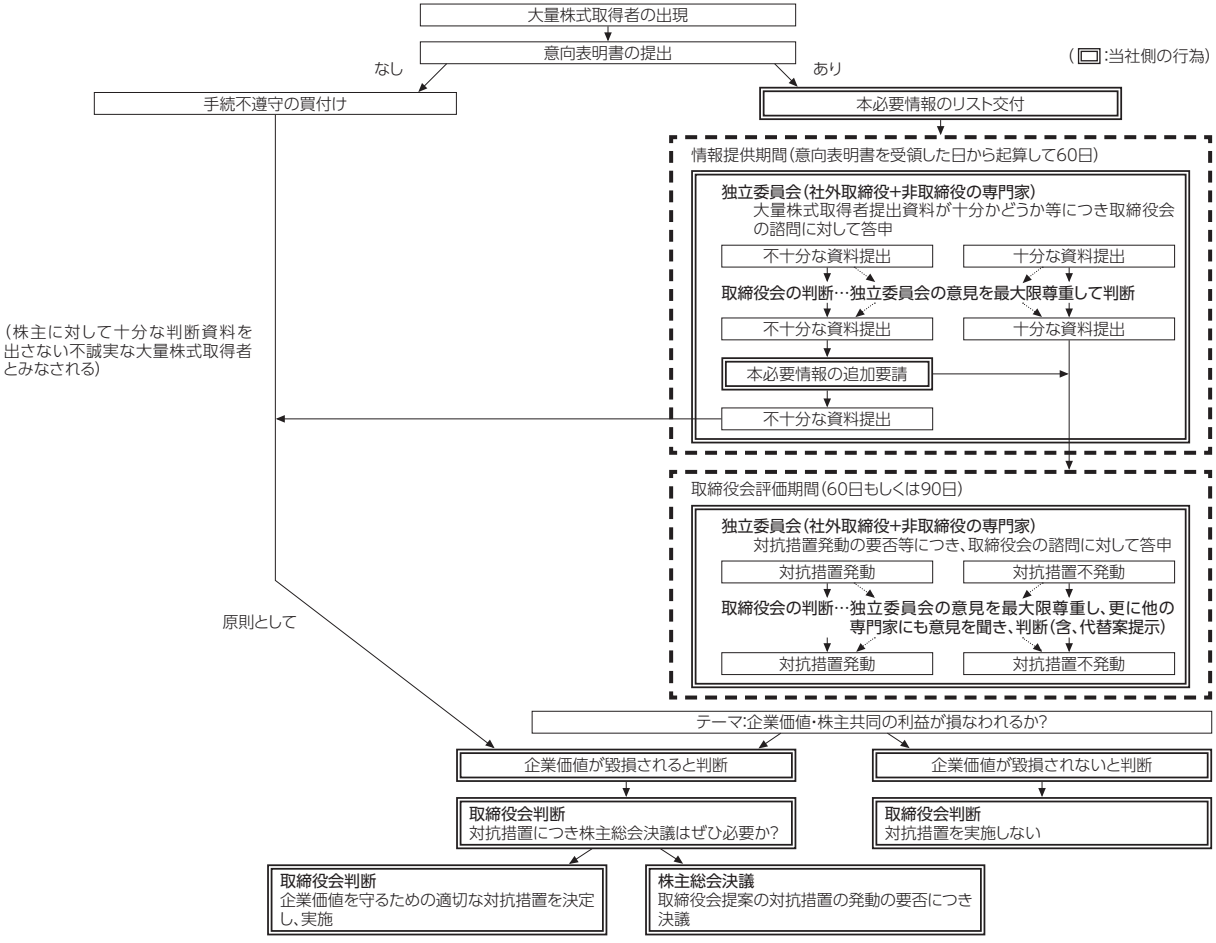

(注1)双方の資料・意見は、原則として都度、可及的速やかに公表します。

(注2)対抗措置発動の場合の対抗措置の具体的な内容は、その実施が相当と認められる限り、原則として、行使条件差別型新株予約権の発行とします。

別紙2

独立委員会の概要および委員候補者

1．独立委員会の概要

⑴　設置

独立委員会は、当社取締役会により設置・廃止される。

⑵　構成

①　独立委員会の委員は、3名以上とする。

②　独立委員会の委員は、当社の社外取締役全員、ならびに、当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日（初日不算入）以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上（原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名）によって構成される。ただし、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとし、また、社外取締役全員一致の意見に基づく当社取締役会の決議により、社外取締役でない委員の数・構成を変更することができる。

③　当社の社外取締役でない委員の選任にあたっては、独立委員会委員の役割に鑑み、企業経営、会社法または取引所金融商品取引市場に関する知見、当社の理念に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

④　当社の社外取締役でない委員の場合は、当社に対する善管注意義務を含む委任契約を当社との間で締結するものとする。

⑶　議長

独立委員会の議長は、当社の社外取締役の中から互選により選任する。

⑷　任期

①　独立委員会の委員の任期は、当社取締役会により独立委員会が設置されてから、当社取締役会により独立委員会が廃止されるまでの期間とする。

②　前項の規定にかかわらず、前項に定める期間中に当社社外取締役の全部または一部が任期満了に伴い退任したときは、当社の社外取締役でない委員の任期は同時に満了するものとする。この場合、改選後の当社社外取締役は改めて遅滞無く社外取締役でない委員を推薦し、当社取締役会に選任を求めるものとする。ただし、再任を妨げない。

⑸　ミッション

独立委員会は、当社取締役会が大量株式取得者から提出を受けた本必要情報の交付を受け、原則として下記に規定する事項につき、当社取締役会の諮問に基づき評価・検討・審議を行い、その内容および結果を当社取締役会に対して提出するものとする。

⑷大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうかについての意見

⑹大量株式取得者に対して追加提出すべき資料の有無・項目および提出期限

⑹大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、ならびに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否についての意見

⑹当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかについての評価・検討、大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限

⑹行使条件差別型新株予約権の無償割当て、その中止、消却のための取得の是非等、新株予約権その他の対抗措置に関する事項

⑴その他本件方針または新株予約権その他の対抗措置に関連し当社取締役会が諮問する事項

⑹　評価等の内容の決定

①　独立委員会が取締役会に提出する評価等の内容については、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。ただし、独立委員会の委員全員が書面または電磁的方法により特に急を要するとして同意した場合には、その定足数を過半数の委員の出席に引き下げることができる。

②　独立委員会は、前項に基づく評価等の提出に際しては、その評価等に至った理由も示すものとする。

⑺　事務局等

①　独立委員会の検討に際して必要な資料の提出等を行うため、当社内に事務局を設置する。

②　独立委員会は、当社の費用負担により、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができる。

2．独立委員会の委員候補者

独立委員会は臨時に設置されるものであり、また、一部の委員については設置に際して選任されることとしています。

なお、社外取締役全員が独立委員会委員となりますので、第1号議案をご承認いただくことを条件として、独立委員会委員になる社外取締役候補者は、本株主総会参考書類7頁から11頁に記載の通りであります。

別紙3

新株予約権概要

1．新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、12億株を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数（以下、「対象株式数」という。）とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3．発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4．新株予約権の発行価額

無償とする。

5．各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額は1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

6．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7．新株予約権の行使条件

議決権割合が20％以上となる特定株主グループに属する者（以下、「大量株式取得者」という。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8．当社による新株予約権の取得

⑴　当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

⑵　当社は、本件方針による対抗措置を中止することが相当であると判断した場合には、当該中止のために、割当基準日の5営業日（証券取引所における現行の4日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更される。以下同じ。）前までに当社取締役会において決議することにより、新株予約権の割当を中止することができる。

⑶　本新株予約権の割当基準日の4営業日前の日以降に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者を含む全株主の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

⑷　その他当社が新株予約権を取得できる場合およびその条件等の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9．新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定めるものとする。

11. 新株予約権の消滅事由等

新株予約権の消滅事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以　上

事業報告 （2017年3月1日から2018年2月28日まで）

1. 企業集団の事業の概要

当社を取り巻く経営環境は、国内景気が雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調にあるものの、不安定な国際情勢や将来への先行き不安等を背景に、消費者の生活防衛意識は依然として高く、個人消費の先行きは不透明な状況が続きました。一方アジアにおいては、堅調な米国景気や安定した中国経済の成長を背景に個人消費が回復し、なかでも新興国では、高い経済成長が継続しました。

このような環境の中、当社は、グループの成長と社会の発展を両立させるサステナブル経営の実現に取り組むとともに、2018年2月期を初年度とするイオングループ中期経営計画を策定し、既存事業の収益構造改革、新たな成長に向けたグループ構造改革に着手しました。12月には、2020年に向けたイオングループ中期経営方針としてリージョナル（地域）シフト、デジタルシフト、アジアシフトを掲げ、それらに連動する投資のシフトというグループの方向性を打ち出しました。

また、お客さまの低価格志向にお応えすべく、イオンのブランド「トップバリュ」では、物流体制の効率化や生産管理の強化等のさらなる企業努力を重ねて合理的にコスト削減をしたことで、値下げの対象商品を拡大しました。

海外においては、当社グループの事業展開を通じ、展開国の経済活性化と地域の一層の発展に寄与すべく、ベトナムでは、ハノイ市人民委員会と地域の経済活性化に向けた包括的な覚書を、またインドネシアにおいては、同国国家輸出発展局とインドネシア製品の販売促進協力に関する包括的覚書を締結しました。

以上のような取り組みにより、連結業績は、営業収益8兆3,900億円（前期比102.2％）、営業利益2,102億円（同113.8％）、経常利益2,137億円（同114.1％）とそれぞれ過去最高を更新するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益は、245億円（同217.9％）と前期に引き続き増益となりました。

セグメント別営業利益につきましては、収益構造改革に取り組むGMS（総合スーパー）事業が全セグメントの中で最大の損益改善となったほか、SM（スーパーマーケット）事業では第4四半期には増益となりました。また、総合金融事業、ディベロッパー事業ならびにドラッグ・ファーマシー事業が利益の柱として着実に伸長したことに加え、国際事業が黒字化する等、全事業が利益貢献しました。

営業収益、営業利益、経常利益が、過去最高を更新しました。

■連結営業成績および財産の状況の推移

区　分	第 90 期	第 91 期	第 92 期	第 93 期(当期)
営業収益(百万円)	7,078,577	8,176,732	8,210,145	8,390,012
営業利益(百万円)	141,368	176,977	184,739	210,273
経常利益(百万円)	152,509	179,674	187,351	213,772
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	42,069	6,008	11,255	24,522
1株当たり当期純利益(円)	50.22	7.19	13.44	29.23
総資産(百万円)	7,859,803	8,225,874	8,750,856	9,452,756
純資産(百万円)	1,829,980	1,819,474	1,862,410	1,916,737
1株当たり純資産(円)	1,443.97	1,364.57	1,349.79	1,371.60

■事業の種類別セグメントの状況

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前期比(%)	営業利益(百万円)	前期比(%)
GMS事業	3,084,278	100.6	10,536	−
SM事業	3,240,978	100.7	30,722	91.2
ドラッグ・ファーマシー事業	696,392	111.7	27,700	125.6
総合金融事業	408,092	109.7	69,766	112.7
ディベロッパー事業	335,664	106.2	51,542	110.0
サービス・専門店事業	774,237	101.1	20,261	76.8
国際事業	418,884	105.1	232	−
報告セグメント計	8,958,529	102.3	210,761	114.4
その他事業	10,813	152.0	400	179.9
合計	8,969,343	102.3	211,161	114.5
調整額	△579,330	−	△888	−
連結	8,390,012	102.2	210,273	113.8

(注)各事業区分の主な内容

GMS事業 …… 総合スーパー、弁当惣菜専門店、デジタル
SM事業 …… スーパーマーケット、ディスカウントストア、コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット
ドラッグ・ファーマシー事業 … ドラッグストア、調剤薬局
総合金融事業…… クレジットカード事業、フィービジネス、銀行業
ディベロッパー事業…… ショッピングセンターの開発および賃貸
サービス・専門店事業 …… 総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食、ファミリーカジュアルファッション・婦人服・靴等を販売する専門店
国際事業…… アセアン地区および中国における小売事業
その他事業…… モバイルマーケティング事業等

数字でみるイオン

イオンは、強い競争力を有する小売、金融、ディベロッパー、サービス等、グループ各事業・企業が有機的に結びつき、高いシナジーを創出する総合グループへの進化を目指し、革新に挑戦し続けています。

連結営業収益	8兆 3,900 億円 （前期比 102.2%）
連結営業利益	2,102 億円 （前期比 113.8%）
親会社株主に帰属する当期純利益	245 億円 （前期比 217.9%）
店舗数	21,268 店舗 （うち海外店舗数 4,346店舗）
モール型ＳＣ数	311 ＳＣ
クレジットカード会員数	4,025 万人 （うち海外会員数 1,267万人）
電子マネー「WAON」累計発行枚数	6,960 万枚

連結営業収益

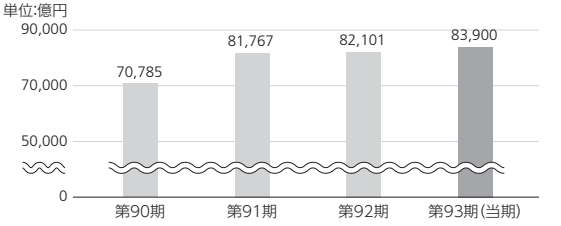

連結営業利益

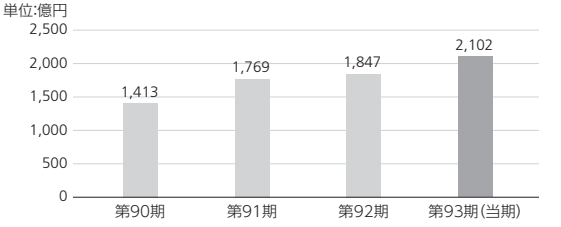

親会社株主に帰属する当期純利益

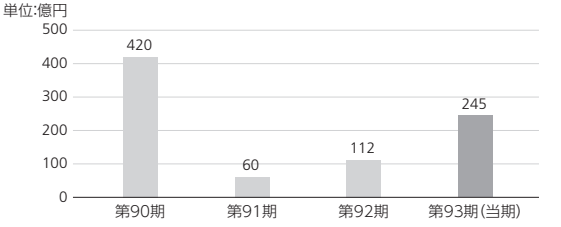

日本・中国・アセアンで2万店舗を展開しています。

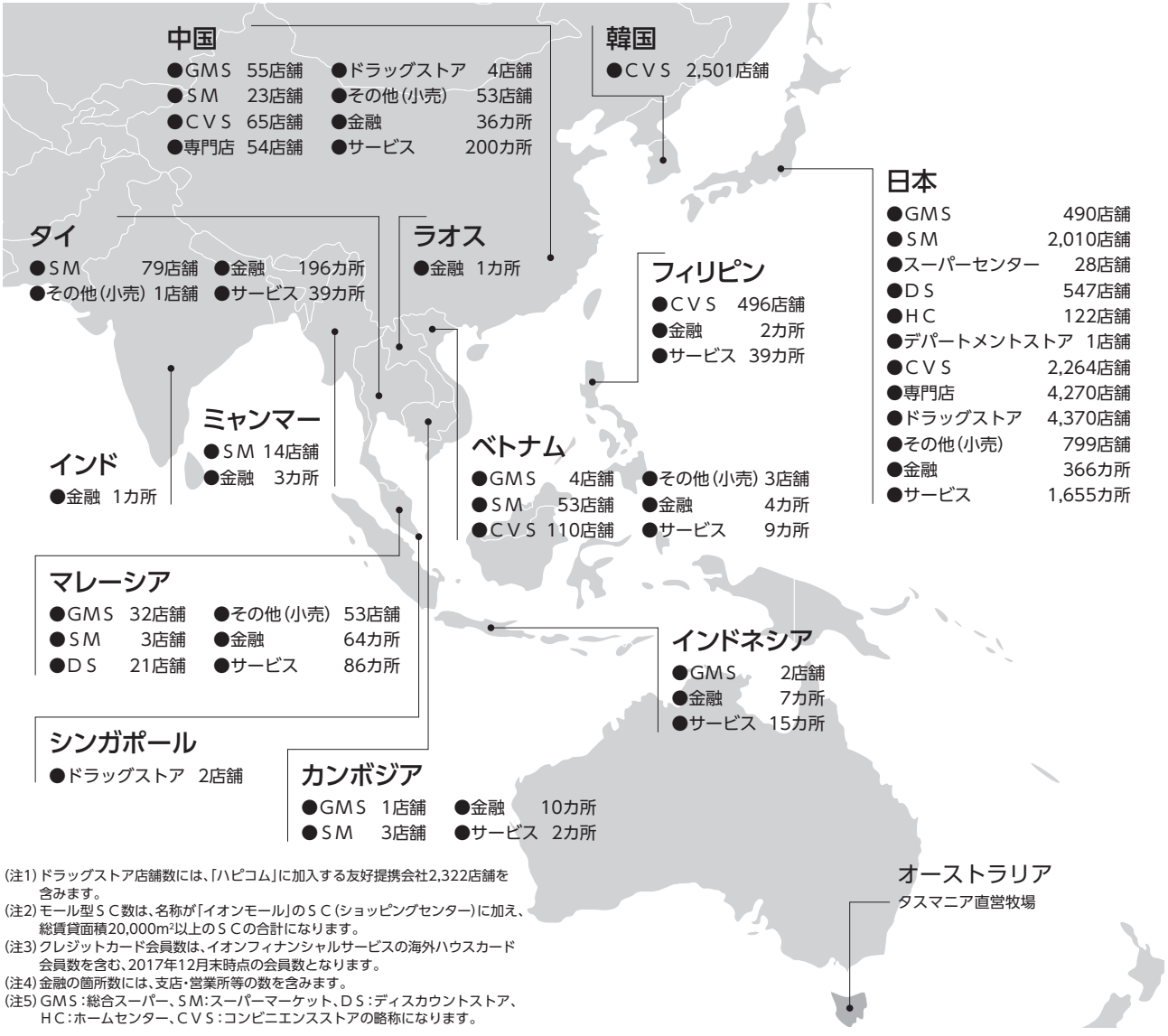

(注1) ドラッグストア店舗数には、「ハピコム」に加入する友好提携会社2,322店舗を含みます。
(注2) モール型SC数は、名称が「イオンモール」のSC(ショッピングセンター)に加え、総賃貸面積20,000m²以上のSCの合計になります。
(注3) クレジットカード会員数は、イオンフィナンシャルサービスの海外ハウスカード会員数を含む、2017年12月末時点の会員数となります。
(注4) 金融の箇所数には、支店・営業所等の数を含みます。
(注5) GMS:総合スーパー、SM:スーパーマーケット、DS:ディスカウントストア、HC:ホームセンター、CVS:コンビニエンスストアの略称になります。

(1) 各事業の成果

小売

- GMS事業では、イオンリテール株式会社が、鮮度感あふれる売場づくりや大型イートインスペースの導入、シニア向けのG.G（グランド・ジェネレーション）店舗の展開を強化するため、9店舗の出店、51店舗の既存店活性化を推進するとともに、荒利益率の改善や販促費用の効率化に取り組み大幅に業績を改善しました。
- SM事業では、株式会社ダイエーが、お買い得価格で提供する「えっ！安い値！」の品目拡大や、食品加工センターとの連携を強化し店舗作業の軽減化を進めたほか、生鮮品の鮮度保持に効果がある包装技術の導入により食品ロス削減等、業績向上に努めました。ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社では、セミセルフレジの拡大や、トータルLSP（作業割当）システムの導入等、効率的な店舗オペレーションの構築を推進しました。
- ドラッグ・ファーマシー事業では、ウエルシアホールディングス株式会社が、111店舗の出店に加え、調剤併設店舗や24時間営業店舗の拡大、東北地方を地盤とする株式会社丸大サクラヰ薬局の連結子会社化等により増収増益となりました。また、同社では、中国に続きシンガポールに合弁会社を設立し、2017年11月より出店を開始しました。
- 専門店事業では、国内最大のペット専門店のイオンペット株式会社が、積極的な出店や会員112万人への販促活動、ペットの健康サポートサービスの拡大等により増収増益となりました。

金融

総合金融事業では、新規提携のクレジットカードの発行に加え、ロボット技術を活かしたカード入会受付の実験開始等、ビジネスモデルの変革を進めました。銀行業においては、開業10周年を迎えた株式会社イオン銀行がインストアブランチを138店舗に拡大し、個人型確定拠出年金のiDeCoや少額投資非課税制度のつみたてNISAの受付を開始しました。海外においては、タイにおける大手小売業との提携カード発行や、フィリピンにおける新たなIoTデバイスを活用したオートローン事業の開始等、新たな収益源の開拓に取り組みました。

ディベロッパー

ディベロッパー事業では、イオンモール株式会社が、国内にて、7箇所のSC（ショッピングセンター）の開設のほか、2箇所の増床、12箇所のリニューアルを実施しました。さらに「イオン ブラックフライデー」や、地域ならではの魅力を活かす「究極のローカライズ2017」等の営業施策により、業績が順調に推移しました。海

外では、5箇所のSCをオープンするとともに、前期までに開業した19箇所のSC中14箇所が黒字化しました。このような国内外での成長により営業収益ならびにすべての利益において過去最高となりました。

サービス

サービス事業では、イオンディライト株式会社が、国内外での新規顧客の開拓ならびに資産価値向上の観点から既存顧客への提案を強化しました。また、ファシリティマネジメントの自動化や効率化を目的に、各種設備の遠隔監視や自動制御化をはじめ、IoTや人工知能といったテクノロジーを活用した実証実験や研究開発を推進しました。

株式会社イオンファンタジーでは、国内の既存店が好調に推移するとともに、新業態やサービスの開発、中国でのアプリ会員136万人の組織化、アセアン事業の黒字化達成等により売上高ならびにすべての利益において過去最高となりました。

国際

国際事業では、アセアン地域の事業基盤強化に向けてイオンマレーシア(AEON CO.(M)BHD.)が、購入商品を専属シェフがその場で調理するレストラン型の売場やキッチンスタジオ併設型生鮮コーナーの展開等、商品・売場改革を推進しました。また、イオンベトナム(AEON VIETNAM CO.,LTD.)では、社会行事需要の取り込みや、自社開発商品の拡大等に取り組み大幅な増収増益となりました。

中国では、GMS店舗を55店舗に拡大するとともに、商品開発体制の刷新を図りました。青島イオン(青島永旺東泰商業有限公司)では、前期に実施した不採算店舗の整理等、事業構造改革が奏功し、黒字転換しました。

●営業収益 構成比

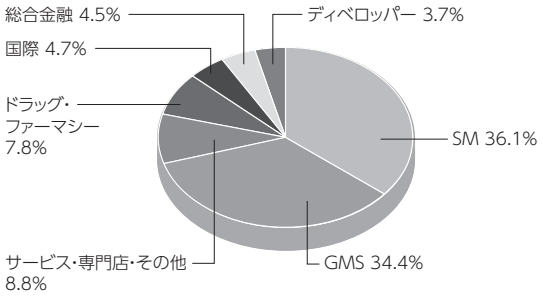

●営業利益 構成比

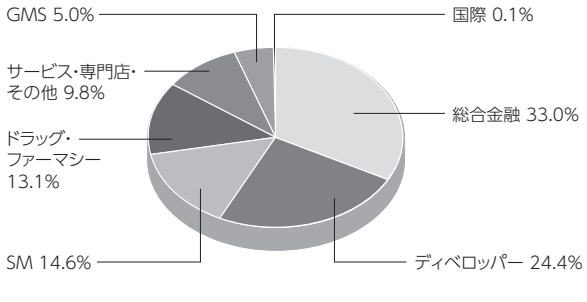

(2) 環境・社会への取り組み

当期は、持続可能な社会の発展に向けたグループ全体の取り組みを策定した「イオン サステナビリティ基本方針」について、環境面に加え、社会面の重点課題を新たに特定しました。同方針のもと、サプライチェーンにおける社会的責任を果たしていくため、2017年4月に「イオン持続可能な調達方針および2020年目標」を発表、10月に「食品廃棄物削減に向けた新たなグループ目標」を発表しました。

イオン サステナビリティ基本方針

私たちイオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念のもと、「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指します。

取り組みにあたっては、「環境」「社会」の両側面で、グローバルに考え、それぞれの地域に根ざした活動を、多くのステークホルダーの皆さまとともに積極的に推進してまいります。

環境面の重点課題

- 低炭素社会の実現
- 生物多様性の保全
- 資源循環の促進

社会面の重点課題

- 多様な消費者課題への対応
- 公正な事業活動の実践
- 人権と多様性を重視した職場づくり
- コミュニティとの協働

【持続可能な社会の実現に向けて】

- 低炭素社会の実現に向けて、エネルギー使用削減、再生可能エネルギー拡大、防災拠点の設置を目標とした「イオンのecoプロジェクト」の達成に継続して取り組みました。
- 生物多様性の保全に向け、環境負荷の少ない養殖により生産されたASC認証商品や、持続可能な漁業で獲られた天然水産物MSC認証商品の販売を強化しました。10月には、持続可能な水産物の普及に取り組む国際的な機関である「世界水産物持続可能性イニシアチブ(GSSI:The Global Sustainable Seafood Initiative)」にアジアの小売業として初めて参画しました。
- 1991年から継続している国内外の植樹活動は、公益財団法人イオン環境財団の活動と合わせて累計植樹本数が1,166万本を超えました。
- 資源循環の促進においては、新たな目標として2025年までに食品廃棄物を半減するとともに、2020年までに食品資源循環モデルを全国10カ所以上に展開することを策定しました。
- コミュニティとの協働に向けた取り組みでは、お客さまとともに地域に貢献する団体等を応援する活動として、

投函レシート合計金額の1%相当の品物を寄贈する「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」の推進や、ご利用金額の一部を地域社会の発展に活用するご当地WAONの拡大に継続して取り組みました。また、地域の安全・安心や活性化、住民サービスの向上等に向けて、日本各地の自治体と包括協定の締結を推進しました。

- 公益財団法人イオン環境財団では、美しい地球を次代に引き継ぐための環境保全活動に取り組んでいます。国内外での植樹活動のほか、国連環境計画・生物多様性事務局をはじめとする世界各国の政府や研究機関等と連携した環境活動の推進や環境活動に取り組む団体への助成を行いました。さらに、アジア各国の主要大学との連携による環境分野の人材育成等、環境活動を通じ豊かな暮らしを実現できる「自然共生社会」の構築を目指し取り組みました。
- グループ主要企業が税引前利益の1%を拠出して支援する公益財団法人イオンワンパーセントクラブでは、次代を担う青少年の健全な育成、諸外国との友好親善の促進、地域社会の持続的発展を目指し、子どもたちの継続型農業体験プログラムや、アジアの高校生交流事業、被災地支援活動等を推進しました。

【被災地支援の活動】

東日本大震災後の復興支援から次のステージの地域（ふるさと）の創生を目指し、「にぎわい東北」のスローガンのもと、「事業を通じた地域産業の活性化」「雇用の創出と働きやすい環境づくり」「地域の未来を“ともにつくる”環境・社会貢献活動」「安全・安心にくらせるまちづくり」の4つの方針を柱にさまざまな取り組みを推進しました。10年間にわたる復興支援に労使一体で取り組む「イオン 心をつなぐプロジェクト」では、地域交流型支援活動を通じた持続可能なコミュニティの再生を目指す「イオン 未来共創プログラム」等の活動を推進しました。これらの取り組みを通じ、従業員によるボランティア活動には、延べ28万4千名が参加するとともに、東北沿岸部での累計植樹本数は25万本を超えました。

【人材の活躍・ダイバーシティの推進】

当社は、お客さまに対する価値創造を担う従業員を最大の経営資源と位置付け、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、多様な価値観を活かした革新ある経営を実践するため、グループをあげてダイバーシティ経営を推進しています。グループ内のベストプラクティスの共有や、組織の業績成果を出しつつ自身と部下のワークライフバランスを考える管理職の育成、事業所内保育施設の増設等に努めました。また、これまでの女性活躍推進に加え、障がい者や外国籍人材、LGBT（性的マイノリティ）に対象を拡大し、全従業員がダイバーシティの実態を「知る」、社内制度や働く環境が「変わる」、事業へと「拡げる」を目標とした3ヶ年の取り組みをスタートしました。なお、こうした取り組みの結果、2018年3月には、経済産業省と東京証券取引所より、女性活躍推進に優れた上場企業として「なでしこ銘柄」に選定されました。

2. 企業集団の対処すべき課題

近年、人口動態の変化、さらにはITをはじめとする技術革新により、これまでの常識では考えられなかったスピードで、非常に大きな環境変化が生じています。また、「モノ」から「コト」への支出の変化や、健康・予防意識の高まり、さらなる低価格志向など、お客さまのニーズも変化しており、小売業を取り巻く環境は激変しています。

このような環境の中、当社グループは、“絶えず革新し続ける企業集団”として、将来起こりうるさまざまな変化を予測し、グローバルトップ企業に伍する売上規模と利益水準の実現を目指してまいります。そのために、2020年に向けて、それぞれの地域と事業においてNo.1企業へと革新を図るとともに、デジタル分野とアジア地域に資源を大幅に配分することで、持続的な成長と収益性の向上を実現してまいります。

⑴ グループ事業構造改革に向けた主要な取り組み

① 食品改革

当社グループは、食を取り巻く環境変化に対応し、お客さまのより豊かな生活を実現するため健康志向や低価格志向の高まりに対応したプライベートブランドの強化や食のSPA化に取り組んでまいります。また、グループの中核であるSM事業とGMS事業の食品分野を再編・統合し、規模を確保することで、地域に密着し、より鮮度の高い商品の安定供給、地域食材の開発、物件開発、物流・プロセスセンターの整備等を推進し、圧倒的な差別化を図ってまいります。

また、現在グループ各社にある4,000億円規模のディスカウントストアの統合を進めてまいります。独自商品の開発や商品数の絞り込みや物流の効率化により、圧倒的な低価格を実現し、新たなディスカウントストアモデルを確立します。

② GMS改革

GMS事業の食品については地域分社化、衣料や住居余暇、H&BC(ヘルス&ビューティーケア)については、商販一体型の専門会社として分社化を進め、それぞれの専門領域でNo.1を目指してまいります。食品については、地域毎の特色を活かし、強い食品売場を構築します。衣料・住居余暇については、成長が見込まれる分野に資源を集中させ、SPAを確立します。住居余暇については、イオンのホームファッションブランド「HOME COORDY」を中核とし、機能性やデザイン性に優れたプライベートブランドの開発を進めてまいります。H&BCについては、当社グループの事業規模を活かし、独自商品の開発や共同商品調達を行い、サービスレベルと収益性の向上を図ります。加えて、食とH&BC、飲食を組み合わせた新しい食中心の3,000㎡規模の新業態を出店し、GMS事業の成長を実現してまいります。

③ デジタル改革

Eコマース事業のさらなる強化のため、当社グループ企業をはじめ、テナント企業や地域の生産者や販売者が出品できるマーケットプレイスを構築し、地域の名産品やプライベートブランドをオンラインだけではなく店舗でも販売し、地域とともに成長できるモデルを目指します。また、お客さまの利便性向上のため、店舗での受取りやレジレス化など店舗のデジタル化も推進してまいります。ネットスーパーについては、専任の責任者を配置し、注文・配達時間の短縮、グループ全店舗での受取りなど、利便性のさらなる向上を図り、新たな事業モデルを確立してまいります。

⑵ 事業基盤の刷新

前記の3つの改革を実現するために、IT・物流などの事業基盤を刷新します。SM事業とGMS事業の食品分野を再編するにあたり、事業別に収益を最大化してきたIT・物流・サプライチェーンマネジメント基盤を地域単位で見直し、食のSPA化、よりフレッシュな商品の提供、Eコマースでリアル店舗とオンラインをシームレスにつなぐ体制を構築します。さらにはアジア域内でお客さまが求める商品を自在に、グローバルに供給できる体制を構築し、競争力をより一層高めます。

また、事業基盤の構築に加え、プライベートブランドの拡大、Eコマースや店舗のデジタル化などのデジタル分野において、3ヶ年で5,000億円の投資を行い、食品改革・デジタル改革の早期の完遂を目指します。

3. 企業集団および当社の概況（2018年2月28日現在）

⑴ 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社（純粋持株会社）のもと、291社の連結子会社、31社の持分法適用関連会社により構成され、小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

⑵ 企業集団の店舗数

① 本社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

② 業態別店舗数

業　態	店舗数	業　態	店舗数	業　態	店舗数
総合スーパー	584	ホームセンター	122	ドラッグストア	2,054
スーパーマーケット	2,185	デパートメントストア	1	その他物販	909
スーパーセンター	28	コンビニエンスストア	5,436	金融	690
ディスカウントストア	568	専門店	4,324	サービス	2,045
				総合計	18,946

⑶ 企業集団の資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、成長を続けるディベロッパー事業に加え、成長領域であるアジアや国内小売事業の既存店舗改装を中心に実施しました。これら店舗リニューアルおよび新規開設店舗等の設備投資総額は4,817億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

⑷ 当社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　2,400,000,000株
② 発行済株式の総数(自己株式を含む)　871,924,572株
③ 大株主(上位10名)
④ 当期末株主数　753,034名
⑤ 単元株式数　100株

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	40,422	4.80
株式会社みずほ銀行	33,292	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,191	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	25,308	3.01
公益財団法人イオン環境財団	21,507	2.56
公益財団法人岡田文化財団	21,100	2.51
農林中央金庫	18,133	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	14,483	1.72
イオン社員持株会	13,406	1.59
イオン共栄会(野村證券口)	11,994	1.42

(注1)持株比率は自己株式(30,202,546株)を控除して計算し、四捨五入して表示しています。
(注2)2018年3月6日付でブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者の計8社から大量保有報告書が提出され2018年2月28日現在で計43,824千株(発行済株式の総数に対する割合5.03%)の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

所有者別株式保有状況

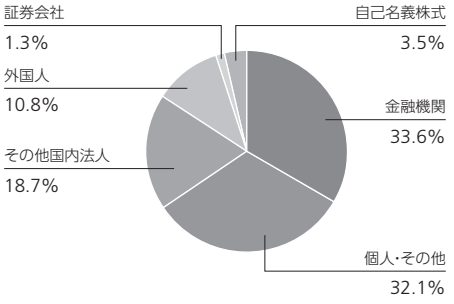

株主数および個人単元株主数の推移

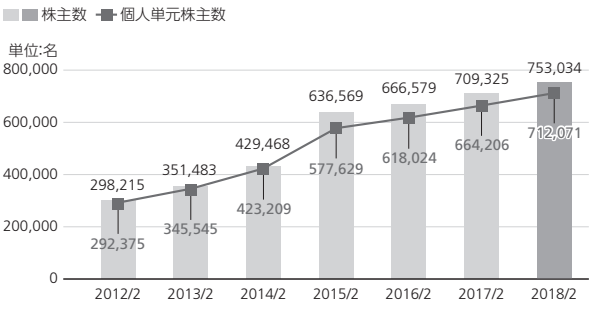

⑸ 当社の会社役員に関する事項

① 会社役員の状況

取締役

氏名	担当	重要な兼職の状況
横尾 博	取締役会議長	株式会社やまや社外取締役
岡田元也	指名委員　報酬委員	
森 美樹		
山下昭典		
佐藤 謙	監査委員会議長　報酬委員	公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所理事長 日本テレビホールディングス株式会社取締役 日本テレビ放送網株式会社取締役
内永ゆか子	指名委員会議長　監査委員	特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワーク理事長 一般社団法人ジャパンダイバーシティネットワーク代表理事 株式会社グローバリゼーションリサーチインスチチュート代表取締役社長 HOYA株式会社社外取締役 DIC株式会社社外取締役
長島 徹	報酬委員会議長　監査委員	帝人株式会社相談役 ダイキン工業株式会社社外監査役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事
塚本隆史	指名委員　報酬委員	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役 古河電気工業株式会社社外監査役 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役 一般社団法人日英協会理事長
大野恒太郎	指名委員　監査委員	森・濱田松本法律事務所客員弁護士 株式会社小松製作所社外監査役 伊藤忠商事株式会社社外監査役 公益財団法人国際民商事法センター理事長

取締役会の構成

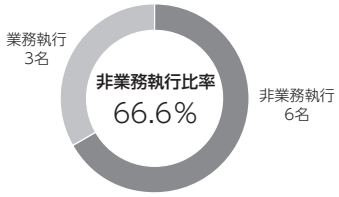

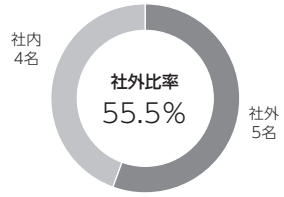

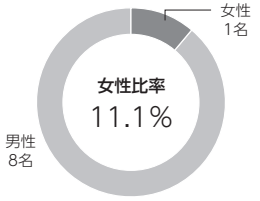

※社外取締役5名全員は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

執行役

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役社長	岡　田　元　也	グループCEO イオンモール株式会社取締役相談役 イオンリテール株式会社取締役相談役 株式会社ダイエー取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 株式会社クスリのアオキホールディングス社外取締役
代表執行役副社長	森　　美　樹	グループCOO 株式会社ダイエー代表取締役会長 イオン九州株式会社代表取締役会長
執行役副社長	山　下　昭　典	財務・経営管理担当 イオンリテール株式会社取締役
執行役副社長	若　生　信　弥	経営企画担当 株式会社ダイエー取締役 AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited取締役
執　行　役	岡　崎　双　一	GMS事業担当 イオンリテール株式会社代表取締役社長
執　行　役	柴　田　英　二	商品担当 イオンリテール株式会社代表取締役執行役員副社長
執　行　役	吉　田　昭　夫	ディベロッパー事業担当 イオンモール株式会社代表取締役社長
執　行　役	小佐野　豪　績	IT担当
執　行　役	藤　田　元　宏	SM事業担当 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社代表取締役社長
執　行　役	水　野　秀　晴	ドラッグ・ファーマシー事業担当 ウエルシアホールディングス株式会社代表取締役社長
執　行　役	中　山　一　平	サービス・専門店事業担当 イオンディライト株式会社代表取締役社長
執　行　役	鈴　木　正　規	総合金融事業担当 イオンフィナンシャルサービス株式会社代表取締役会長
執　行　役	羽　生　有　希	中国事業担当 AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited総経理
執　行　役	三　宅　　香	環境・社会貢献・PR・IR担当
執　行　役	髙　橋　丈　晴	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌

(注1) 岡田元也、森 美樹、山下昭典の各氏は取締役と執行役を兼務しています。担当および重要な兼職の状況に関しては、執行役の欄に記載しています。

(注2) 取締役 佐藤 謙、内永ゆか子、長島 徹、塚本隆史、大野恒太郎の各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

(注3) 当社は、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役(非常勤)としています。また、業務執行部門から独立したグループ経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

(注4) 当期中の異動

2017年3月 1日　藤田元宏、水野秀晴、中山一平、鈴木正規、羽生有希、三宅 香、髙橋丈晴の各氏は、新たに執行役に選任され、それぞれ就任しました。

2017年5月24日　社外取締役の末吉竹二郎、但木敬一、執行役の豊島正明、村井正平、西松正人の各氏は任期満了により退任しました。塚本隆史、大野恒太郎の両氏は、新たに取締役に選任され、それぞれ就任しました。

(注5) 2018年4月11日付で、次のとおり執行役の組織改革をしました。

地位	氏名	担当
代表執行役社長	岡田元也	グループCEO
代表執行役副社長	森 美樹	グループCOO
執行役副社長	山下昭典	財務・経営管理担当
執行役副社長	若生信弥	経営企画担当
執行役	吉田昭夫	ディベロッパー事業担当
執行役	岡崎双一	GMS事業担当
執行役	藤田元宏	SM事業担当
執行役	羽生有希	中国事業担当
執行役	柴田英二	商品担当
執行役	鈴木正規	総合金融事業担当
執行役	中山一平	サービス・専門店事業担当
執行役	三宅 香	環境・社会貢献・PR・IR担当
執行役	小佐野豪績	IT担当
執行役	髙橋丈晴	人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌
＊執行役	齊藤岳彦	デジタル事業担当

＊印は、新任の執行役です。

② 社外取締役に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

・社外取締役の重要な兼職先は、42頁に記載のとおりです。

・内永ゆか子氏が理事長を兼職する特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワークの会員企業に当社は登録していますが、当社からの会費その他の支払額は連結の販売費および一般管理費の0.01％未満かつ1,000万円未満であります。

・塚本隆史氏は、名誉顧問を兼職するみずほフィナンシャルグループの株式会社みずほ銀行で、取締役頭取などを歴任してこられましたが、2013年の同行退任後4年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は、当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2％未満であります。

・大野恒太郎氏が、客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社からの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.01％未満かつ1,000万円未満であります。

・その他の社外取締役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当該事業年度における取締役会および各委員会への出席状況（出席回数／開催回数）

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
佐　藤　　謙　氏	7／7	9／9	－	3／3
内　永　ゆか子　氏	7／7	8／9	3／3	－
長　島　　徹　氏	7／7	8／9	1／1	2／2
塚　本　隆　史　氏	6／6	－	2／2	2／2
大　野　恒太郎　氏	6／6	6／6	2／2	－

（注）塚本隆史、大野恒太郎の両氏の出席状況は、2017年5月24日の取締役就任以降の出席状況です。
長島 徹氏の指名委員会の出席状況は2017年5月24日までの出席状況であり、報酬委員会への出席状況は、2017年5月24日の報酬委員就任以降の出席状況です。

ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

・佐藤 謙氏は、豊富なキャリアと専門的知識等に基づき危機管理等のほか、経営の透明性と客観性向上について積極的に発言を行っています。また、監査委員会議長として内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査等、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。

・内永ゆか子氏は、IT企業での幅広い経験や専門性に加え、ダイバーシティ（多様性）に対し深い造詣を有しており、健全かつ効率的な経営の推進等について積極的に発言を行っています。また、指名委員会議長として当社取締役の選任議案等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。
・長島 徹氏は、グローバルな企業経営における豊富な経験および幅広い見識等に基づき、グローバル経営の推進やコーポレートガバナンスの向上について積極的に発言を行っています。また、報酬委員会議長として当社取締役の報酬等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。
・塚本隆史氏は、大手金融機関の経営者として高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの向上について、積極的に発言を行っています。
・大野恒太郎氏は、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しており、コンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っています。

③ 責任限定契約の概要

・当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

④ 当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役、執行役の報酬は社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会で決定することにより、客観的な視点を入れた透明性の高いものとする。

イ. 報酬基本方針

i 当社の経営戦略および業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度とする。
ii パートナー（お客さま、株主、従業員等）より納得され支持される、透明性・公正感が高くわかりやすい報酬制度とする。

ロ. 取締役報酬

i 取締役には、基本報酬を支給する。
ii 業務の執行を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

ハ. 執行役報酬

ⅰ　基本報酬

役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき定める。

ⅱ　業績報酬

総現金報酬（基本報酬＋業績報酬）に占める執行役業績報酬のウエイトは、30%から50%程度として、上位役位ほどそのウエイトを高める。

業績報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとして、当該年度の業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。

執行役業績報酬は、全社業績報酬と個人別業績報酬により構成する。ただし、代表執行役は全社業績報酬のみとする。

ａ. 全社業績報酬

役位別基準金額に対して、連結業績の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。

ｂ. 個人別業績報酬

役位別基準金額に対して、部門別業績と経営目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

ⅲ　株式報酬型ストックオプション

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。

新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に対して、当該年度の業績に基づき決定する。

⑤　当社の取締役および執行役の報酬等の総額

取締役の報酬額

	報酬委員会決議に基づく基本報酬	うち、社外取締役
支給人数	8名	7名
支給額	121百万円	75百万円

当期末現在の執行役に対する報酬額

地　位	人　数	報酬委員会決議に基づく基本報酬	報酬委員会決議に基づく業績報酬	株式報酬型ストックオプションによる報酬	合　計
代表執行役社長	1名	36百万円	46百万円	13百万円	95百万円
その他の執行役	9名	237百万円	179百万円	63百万円	480百万円
合　計	10名	273百万円	225百万円	76百万円	575百万円

(注1) 執行役の株式報酬型ストックオプションによる報酬は見込み額であり、第93期の業績に基づき2018年5月23日開催の報酬委員会および取締役会により決定し支給の予定です。なお、株式報酬型ストックオプションに関しては、2018年6月21日に新株予約権を割り当てる予定であり、上記の支給額は、2018年2月末日の当社株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しています。
(注2) 上記のほか、期中退任の3名の執行役に対し、当期中に基本報酬14百万円を支給しています。

(6) 当社の会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

② 報酬等の額

i　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	114百万円
ii　当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,158百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
(注2) 当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務等の対価を支払っています。
(注3) 当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
(注4) 当社監査委員会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、監査の品質管理状況等についてヒアリングをしたほか、監査チームの独立性・専門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間および監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

(7) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)(注1)	その他従業員数(名)(注2)
GMS事業	31,678	99,326
SM事業	29,376	100,499
ドラッグ・ファーマシー事業	7,807	16,445
総合金融事業	18,119	7,782
ディベロッパー事業	3,449	1,801
サービス・専門店事業	21,750	30,640
国際事業	33,055	4,499
その他事業	153	23
純粋持株会社等	2,759	1,943
合計	148,146	262,958

(注1)従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
(注2)その他従業員数は、パートタイマーの期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。

(8) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	53,608
農林中央金庫	33,500
株式会社三井住友銀行	33,400
三井住友信託銀行株式会社	26,000
株式会社三菱東京UFJ銀行(※)	22,900
株式会社りそな銀行	16,100
みずほ信託銀行株式会社	16,000

(※)株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しています。

(9) 企業結合の状況

重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(GMS事業)		%	
イオンリテール株式会社	48,970百万円	100.00	総合小売業
イオン北海道株式会社	6,100百万円	81.37	総合小売業
イオン九州株式会社	3,156百万円	73.86	総合小売業
株式会社サンデー	3,241百万円	77.01	ホームセンター
(SM事業)			
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	10,000百万円	53.70	スーパーマーケット事業の管理
マックスバリュ中部株式会社	3,950百万円	67.18	スーパーマーケット
マックスバリュ東北株式会社	3,688百万円	71.56	スーパーマーケット
マックスバリュ東海株式会社	2,267百万円	69.85	スーパーマーケット
マックスバリュ西日本株式会社	1,699百万円	63.66	スーパーマーケット
マックスバリュ九州株式会社	1,604百万円	78.53	スーパーマーケット
マックスバリュ北海道株式会社	1,176百万円	64.93	スーパーマーケット
ミニストップ株式会社	7,491百万円	53.86	コンビニエンスストア

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(ドラッグ・ファーマシー事業)		%	
ウエルシアホールディングス株式会社	7,736百万円	50.63	ドラッグ事業の管理
(総合金融事業)			
イオンフィナンシャルサービス株式会社	45,698百万円	49.89	銀行持株会社
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.	269百万香港ドル	67.13	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	466百万マレーシアドル	65.07	金融サービス業
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PLC.	250百万タイバーツ	63.12	金融サービス業
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00	銀行業
(ディベロッパー事業)			
イオンモール株式会社	42,271百万円	56.16	ディベロッパー事業
(サービス・専門店事業)			
株式会社コックス	4,503百万円	71.65	カジュアルファッション専門店
株式会社ジーフット	3,750百万円	66.93	靴専門店
イオンディライト株式会社	3,238百万円	57.73	総合ファシリティ マネジメントサービス業
株式会社イオンファンタジー	1,747百万円	68.68	アミューズメント業
株式会社ツヴァイ	456百万円	68.81	結婚情報サービス業
(国際事業)			
AEON CO. (M) BHD.	702百万マレーシアドル	51.68	総合小売業
AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited	115百万香港ドル	60.59	総合小売業

(注1)議決権比率には、間接所有も含まれています。
(注2)当期末において、特定完全子会社はありません。

⑽ 当社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元政策は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重点施策と位置付け、株主の皆さまからお預かりした資本に対していかに報いるかという視点に立ち、連結業績を勘案した配当政策を行ってまいります。

1株当たり年間配当金につきましては、前年以上を維持しつつ、連結配当性向30%を目標として定め、さらなる利益成長ならびに株主還元に努めていきます。

また、当社は株主の皆さまの利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を年2回実施することとし、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の期末配当を行うことができる旨を定めています。

【当期の剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2018年4月11日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当15円とさせていただきました。これにより、中間配当15円と合わせた当期の年間配当金は1株当たり30円となります。なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2018年5月1日（火曜日）とさせていただきました。

年間配当金の推移（1株当たり）

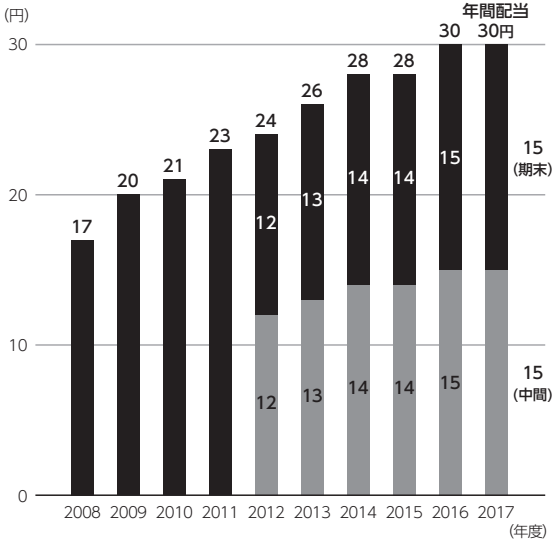

(注1) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。
(注2) 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれていません。

連結計算書類

連結貸借対照表(2018年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	5,474,121
現金及び預金	918,053
受取手形及び売掛金	1,292,103
有価証券	208,866
たな卸資産	600,287
繰延税金資産	45,707
営業貸付金	347,829
銀行業における貸出金	1,819,681
その他	298,118
貸倒引当金	△56,525
固定資産	3,978,634
(有形固定資産)	2,755,112
建物及び構築物	1,529,041
工具、器具及び備品	228,380
土地	828,326
リース資産	75,653
建設仮勘定	93,251
その他	459
(無形固定資産)	295,100
のれん	155,628
ソフトウェア	77,090
リース資産	26,584
その他	35,796
(投資その他の資産)	928,421
投資有価証券	252,386
退職給付に係る資産	16,209
繰延税金資産	96,951
差入保証金	406,500
店舗賃借仮勘定	2,349
その他	166,126
貸倒引当金	△12,102
資産合計	9,452,756

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,447,642
支払手形及び買掛金	906,195
銀行業における預金	3,007,289
短期借入金	332,486
1年内返済予定の長期借入金	272,136
1年内償還予定の社債	25,803
コマーシャル・ペーパー	81,049
リース債務	14,460
未払法人税等	50,003
賞与引当金	31,874
店舗閉鎖損失引当金	5,790
ポイント引当金	19,435
設備関係支払手形	106,253
その他	594,862
固定負債	2,088,377
社債	482,112
新株予約権付社債	29,948
長期借入金	1,026,738
リース債務	61,055
繰延税金負債	54,648
役員退職慰労引当金	927
店舗閉鎖損失引当金	3,776
偶発損失引当金	75
利息返還損失引当金	3,098
商品券回収損失引当金	4,956
退職給付に係る負債	25,643
資産除去債務	85,993
長期預り保証金	264,591
その他	44,811
負債合計	7,536,019
(純資産の部)	
株主資本	1,061,920
資本金	220,007
資本剰余金	306,464
利益剰余金	574,409
自己株式	△38,962
その他の包括利益累計額	89,641
その他有価証券評価差額金	77,701
繰延ヘッジ損益	△3,013
為替換算調整勘定	13,356
退職給付に係る調整累計額	1,597
新株予約権	1,921
非支配株主持分	763,254
純資産合計	1,916,737
負債純資産合計	9,452,756

連結損益計算書(2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科目	金額	
売上高		7,380,567
総合金融事業における営業収益		363,824
その他の営業収益		645,620
営業収益合計		8,390,012
売上原価		5,325,422
総合金融事業における営業原価		31,260
営業原価合計		5,356,683
売上総利益		2,055,144
営業総利益		3,033,329
販売費及び一般管理費		2,823,056
営業利益		210,273
営業外収益		
受取利息	2,540	
受取配当金	2,371	
持分法による投資利益	3,839	
未回収商品券受入益	3,414	
テナント退店違約金受入益	2,759	
貸倒引当金戻入額	716	
差入保証金回収益	2,707	
その他	9,756	28,106
営業外費用		
支払利息	15,321	
その他	9,286	24,607
経常利益		213,772
特別利益		
固定資産売却益	22,582	
その他	4,604	27,186
特別損失		
固定資産売却損	3,606	
減損損失	48,332	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	4,132	
固定資産除却損	3,466	
店舗閉鎖損失	3,558	
その他	9,267	72,364
税金等調整前当期純利益		168,594
法人税、住民税及び事業税	83,807	
法人税等調整額	△8,072	75,735
当期純利益		92,859
非支配株主に帰属する当期純利益		68,336
親会社株主に帰属する当期純利益		24,522

計算書類

貸借対照表(2018年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**466,307**
現金及び預金	808
前払費用	114
繰延税金資産	467
関係会社短期貸付金	444,434
未収収益	12,146
未収入金	8,251
その他	84
固定資産	**1,043,058**
(有形固定資産)	**14,998**
建物	10,680
構築物	79
工具、器具及び備品	254
土地	3,984
(無形固定資産)	**1,078**
商標権	518
その他	559
(投資その他の資産)	**1,026,980**
投資有価証券	144,566
関係会社株式	811,496
関係会社出資金	97,189
長期前払費用	100
その他	1,319
貸倒引当金	△165
投資等損失引当金	△27,525
資産合計	**1,509,365**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**174,004**
短期借入金	23,308
1年内返済予定の長期借入金	22,500
1年内償還予定の社債	20,000
未払金	9,342
未払費用	2,482
未払法人税等	1,643
未払消費税等	420
預り金	93,679
賞与引当金	161
その他	465
固定負債	**627,733**
社債	171,500
長期借入金	359,800
投資等損失引当金	79,408
繰延税金負債	15,007
その他	2,016
負債合計	**801,737**
(純資産の部)	
株主資本	**634,982**
資本金	**220,007**
資本剰余金	**316,894**
資本準備金	316,894
利益剰余金	**136,977**
利益準備金	11,770
その他利益剰余金	125,207
固定資産圧縮積立金	4,485
別途積立金	95,500
繰越利益剰余金	25,221
自己株式	**△38,897**
評価・換算差額等	**72,333**
その他有価証券評価差額金	73,562
繰延ヘッジ損益	△1,229
新株予約権	**313**
純資産合計	**707,628**
負債純資産合計	**1,509,365**

損益計算書(2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科目	金	額
営業収益		
関係会社受取配当金	36,899	
関係会社受入手数料	20,717	
その他	1,149	58,766
営業総利益		**58,766**
販売費及び一般管理費		**19,770**
営業利益		**38,995**
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,216	
その他	92	7,308
営業外費用		
支払利息	6,186	
投資等損失引当金繰入額	20,275	
その他	1,141	27,603
経常利益		**18,701**
特別利益		
関係会社清算益	3,656	
関係会社株式売却益	2,550	
その他	89	6,296
特別損失		
投資等損失引当金繰入額	2,577	
関係会社株式評価損	1,081	
その他	337	3,996
税引前当期純利益		**21,001**
法人税、住民税及び事業税	4,415	
法人税等調整額	△354	4,060
当期純利益		**16,941**

監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年4月10日

イ オ ン 株 式 会 社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手 塚 正 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森 　 茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 川 裕 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 山 健太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2017年3月1日から2018年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の連結計算書類に係る監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第93期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について、執行役等及び会計監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、当会社の内部監査部門に指示し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年4月11日

イオン株式会社　監査委員会

監査委員	佐　藤　　謙	㊞
監査委員	内　永　ゆか子	㊞
監査委員	長　島　　徹	㊞
監査委員	大　野　恒太郎	㊞

（注）監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年4月10日

イ オ ン 株 式 会 社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手 塚 正 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森 　 茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 川 裕 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 山 健太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2017年3月1日から2018年2月28日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第93期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について執行役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するほか、監査委員会が定めた監査の方針等に従い、当会社の内部監査部門に指示し、重要な会議への出席、執行役等及び会計監査人からのその職務の執行に関する事項の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧等の方法により、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載並びに取締役及び執行役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針及び株主の共同の利益に沿うものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年4月11日

イオン株式会社　監査委員会

監査委員	佐　藤　　謙　㊞
監査委員	内　永　ゆか子　㊞
監査委員	長　島　　徹　㊞
監査委員	大　野　恒太郎　㊞

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ　欄

■本株主総会終了後の各委員会委員および執行役（予定）

各委員会委員（2018年5月23日付予定）

委員会名	氏名　※は委員会議長
監査委員会	※大野　恒太郎　内永　ゆか子　長島　徹　塚本　隆史
指名委員会	※内永　ゆか子　大野　恒太郎　ピーター チャイルド　岡田　元也
報酬委員会	※長島　徹　塚本　隆史　ピーター チャイルド　岡田　元也

執行役（2018年5月23日付予定）

地位	氏名	担当
代表執行役社長	岡田　元也	グループCEO
代表執行役副社長	森　美樹	グループCOO
執行役副社長	山下　昭典	財務・経営管理担当
執行役副社長	若生　信弥	経営企画担当
執行役	吉田　昭夫	ディベロッパー事業担当
執行役	岡崎　双一	GMS事業担当
執行役	藤田　元宏	SM事業担当
執行役	羽生　有希	中国事業担当
執行役	柴田　英二	商品担当
執行役	鈴木　正規	総合金融事業担当
執行役	中山　一平	サービス・専門店事業担当
執行役	三宅　香	環境・社会貢献・PR・IR担当
執行役	小佐野　豪績	IT担当
執行役	髙橋　丈晴	人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌
執行役	齊藤　岳彦	デジタル事業担当

株主総会終了後の体制につきましては、本株主総会終了後に各議案の決議結果とともに当社ホームページ内に掲載させていただきます。

■インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットをご利用の株主の皆さまへ

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net
(半角でご入力ください)
または、右記の「QRコード」からアクセスしてください。
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です)

※同封の「議決権行使のお願い」の裏面に詳細なアクセス手順をご案内していますので、ご参照ください。

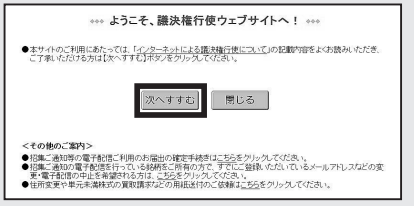

議決権行使の方法および取り扱いについて

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。また、スマートフォン等で、議決権行使ウェブサイトをご利用された場合、パソコン用ウェブサイトに接続されます。同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。
2. 上記により議決権行使ウェブサイトにアクセスされますと、株主さまご本人にお決めいただく新しいパスワードが必要となります。
3. インターネット等による議決権の行使は、2018年5月22日(火曜日)午後6時まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行使くださいますようお願い申し上げます。
4. インターネット等と郵送の両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとします。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

パスワードの取り扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
2. 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。ログイン後、パスワードについては株主さまご本人がお決めになったものに変更していただきます。

インターネットによる議決権の行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合

詳細は、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル 電話 0120-652-031
(受付時間　9:00～21:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

お知らせ

「スマホ招集通知」サービスのご案内

当社では、株主の皆さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンで招集通知・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマホ招集通知」サービスを提供しています。

スマート招集

【「スマホ招集通知」アクセス方法】

左記QRコードからアクセスしてください。

または、**http://p.sokai.jp/8267/**

(半角でご入力ください)





本サービスは、株主さまの利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境等により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。また、議決権行使の際は、前頁(63頁)のご案内をご確認ください。

株式に関する「マイナンバー制度」のご案内

2016年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されています。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届けください。

◎お届出に関するお問い合わせ先

証券会社の口座にて株式を管理されている株主さま……お取引の証券会社にお問い合わせください。

証券会社とのお取引がない株主さま……三井住友信託銀行㈱(連絡先は66頁に記載の「株主メモ」欄をご参照ください。)

■株主優待制度のご案内

ご優待1　イオン株主さまご優待カード(AEON OWNER'S CARD)

オーナーズカードは、イオン株式会社の株式を100株以上ご所有の株主さまの優待カードです。



毎日のお買い物がおトク!

3・4・5・7%のキャッシュバック

オーナーズカードをご提示いただき、現金、WAON、各種イオンマークのカードでのクレジット払い、イオン商品券、イオンギフトカードでお支払いいただきますと、対象となるお支払い金額合計に対して持株数に応じた返金率をかけた金額を半期毎にまとめてご返金します。
オーナーズカードは、お会計の前にレジにてご提示ください。

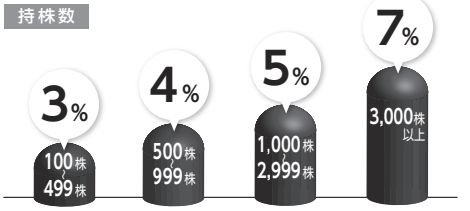

※上記以外でのお支払いは、キャッシュバック特典の対象にはなりません。
※新規登録の株主さまに、株主優待権利確定の約1ヶ月後に、オーナーズカード発行のご案内をお送りしています。
※ご返金引換証は、10月中旬、4月中旬頃の年2回お送りしています。
※イオン、ダイエー、マックスバリュ、イオンスーパーセンター、ザ・ビッグなどの店舗でご利用いただけます。
ご利用いただける会社・利用方法等に関して詳しくは、当社ホームページにてご確認ください。
http://www.aeon.info/company/yutai/

ご優待2　長期保有株主優待制度

当社では、長期に株式を保有いただいている株主さまを対象とした株主優待制度を設けています。

3年以上継続して当社株式を保有され、かつ毎年2月末日時点で1,000株以上保有の株主さまに下記の基準でイオンギフトカードを進呈させていただきます。

▶お持ちの株式数と進呈金額

2月末日時点 保有株式数	イオンギフトカード金額
1,000〜1,999株	2,000円
2,000〜2,999株	4,000円
3,000〜4,999株	6,000円
5,000株以上	10,000円

※毎年2月末日時点で3年以上継続保有の方に、5月下旬頃に上記の基準でイオンギフトカードを発送いたします。
※3年以上継続保有の株主さまとは、2月末日および8月末日時点の株主名簿に、同一株主番号で、7回以上連続で記載された株主さまとします。

本年は2015年2月末日権利確定日以前より株式を保有している株主の皆さまに、5月下旬頃に上記基準で進呈いたします。

◎株主優待制度に関するお問い合わせ先
イオン株式会社コーポレート・コミュニケーション部株式グループ
TEL 043−212−6012　http://www.aeon.info/company/yutai/

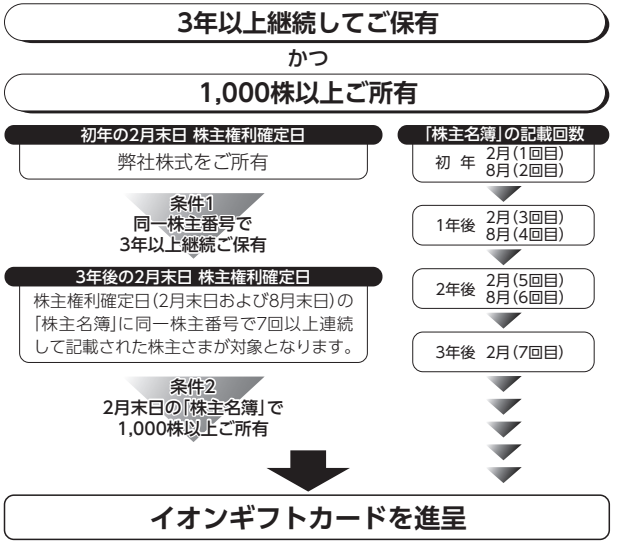

■株主メモ

決　算　期	2月末日
基　準　日	期末配当、定時株主総会　2月末日 中間配当　8月末日 （そのほか必要がある場合には、あらかじめ公告します）
定時株主総会	5月末日までに開催
公告方法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 （アドレス）http://www.aeon.info/ir/
上場証券取引所	東京証券取引所
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 電話照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031（フリーダイヤル）

1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がない ため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

2 未払配当金のお支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

イオンに関する情報はホームページでご覧になれます。

お得なショッピング情報からオンラインショップ、ニュースリリース、グループ企業紹介、環境保全・社会貢献活動までイオンのすべてがわかるホームページです。IR情報や株主優待制度については、「株主・投資家の皆さま」にてご確認いただけます。

※本定時株主総会の決議のご報告につきましては、議決権の行使結果と合わせて当社ホームページ内に掲載させていただきます。





http://www.aeon.info/

株主総会会場のご案内

【場　所】 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地　幕張メッセ　国際展示場5ホール
【ＴＥＬ】 043-296-0001（代表）
【交　通】

JR京葉線「海浜幕張駅」より徒歩
Ⓐ「海浜幕張駅」南口より徒歩約10分

JR総武線・京成千葉線「幕張本郷駅」よりバス
Ⓑ 京成バス:「ZOZOマリンスタジアム」「医療センター」行き「タウンセンター」バス停下車 徒歩約3分（幕張本郷駅より約18分）

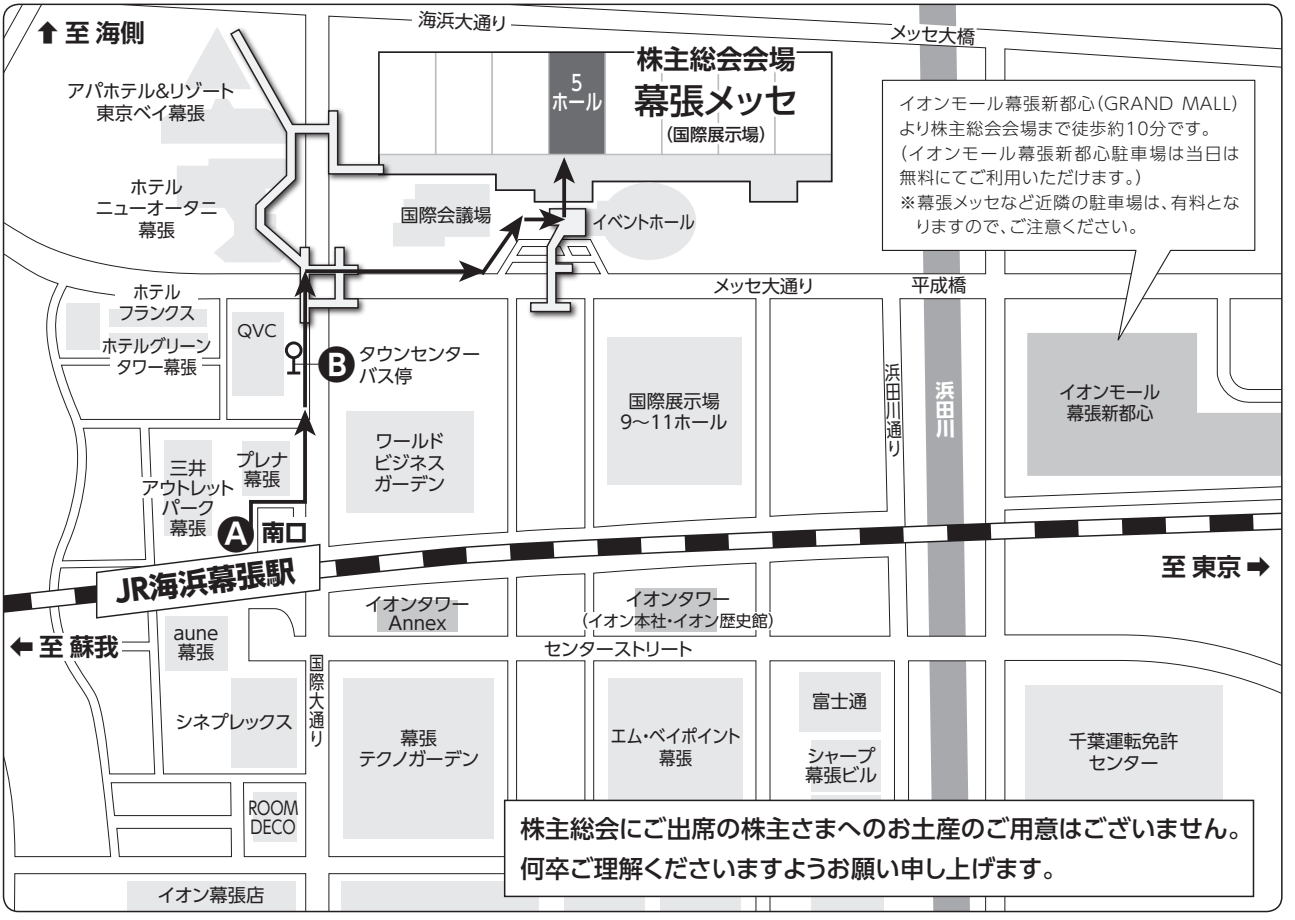

木を植えています
私たちはイオンです

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
この印刷物は、FSC®認証紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

NAVITIME
出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。
スマートフォンでQRコードを読み取りください。